

第11日目(3月11日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

議長 質問順位15番、議席番号22番・中沢俊一君。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

市長、おはようございます。すっかり雪があがりました。雪にあわせたわけではないのですが、今日は一番白い私の衣装でここに登壇いたしました。これは私が尊敬する地元の親友、彼はもう40年来少年野球を指導しています。教え込むのではなくて本当に子どもたちの心に入り込んで、彼らの持てる力を順々、順々喜びながら引き出していくと。本当に私の尊敬する男であります。

今日、あなたにお願いするのは市民の間に一度降りていただいて、これからお願いする野球場の件について、ひざを交えて話し合う会をぜひ持っていただきたいと、そういうことでございます。私が白っぽい衣装を着てきたのにはもう一つわけがあります。私は自分の選挙期間中10億円の野球場に待たせかける、皆さんの思いどおりにことが運ばなければ侍として腹を切る、そう言いつづけて町を回りました。あなたがそういう市民との話し合いの機会を持ってくれるのであれば、私は向こう3カ月この野球場関連の予算が案として6月議会に出てくるこの3カ月の間、本当に市民の皆さんにもそしてあなた方からも、歩み寄りながら本当に喜ばれる、そういう議案として上がってくるために骨を惜しみません。そして私はその議決を終えたその議会の後で腹を切るつもりでいます。もちろん実際腹を切っては・・・が残るだけですから、議員として区切りのけじめをつけるということでもあります。

国家の品格というベストセラーがありました。藤原正彦さんという数学者が書いた本であります。その本にはこんなことが書いてありました。日教組の集会があった。傍聴に来ていた高校生が突然手を上げて「先生、なぜ人を殺してはいけないんですか。」先生方は誰一人答えられなかった。藤原さんは数学者です。数学というのは理論を積み重ねて美しい法則に仕上げていく。理論でもその高校生が言った、人を殺してはなぜいけないのかという当たり前の理論を先生方はできなかった。藤原先生であれば、私に言わせれば1時間の時間の中で人を殺してもいいという理論を50くらいは作れる。当然それ以上多い、人を殺してはいけないという理論も作れる。私たちの野球場のこの案を見直してくれという理論と、市長の主張される理論と、やはり藤原先生が言うには理論だけでは片付けられない問題が余りにも多いということです。

出発点が違っていれば理論はかみ合うわけがない。もう一度本来の出発点に立ち返りながら、市民とさしでひざを交えて話し合いをしてほしいと、そういうことであります。あえて「市民」とは書かずに「市井」と書きました。選挙権を持たない子どもたち、今まで関心を持たなかったそういう立場の人々、その人たちも含めての話であります。

セブンイレブンというコンビニがあることは当然ご存知でしょうけれども、その社長の鈴木敏文さん、アメリカからこのコンビニという業界を日本に持ち込んだ人です。なぜこれだけセブンイレブンだけが一人勝ちしているのか。鈴木さんはこう書いておられました。多くのコンビニがお客様のために品揃えをしている。でも、それでは本当の商品とはいえない。私たちはお客様の立場で・・・をしている。「ために」と「立場」、大きい違いがあると思っています。市民のためにではなくて市民の立場で、練りに練ったそういう野球場の案にしてほしい。これが二つ目であります。

あと、田中角栄先生の言葉も忘れることはできません。三鬼陽之助という評論家がいまして、その本に三鬼さんはこんなことを書いておりました。ある日、田中先生から、「三鬼君、政治は数だ。政治の要諦は何だと思うね」さあ、三鬼さんは「味方を作ることでしょうか」そう答えましたら、田中先生は「ちょっと違うな。敵を作らないことだ」と、こうおっしゃったそうであります。

私たち議員はもちろん、市長の上司であり主君であるのは、これはスポンサーでもある市民であります。いろいろな経過がありました。今のままの案での野球場はつくらなくてくれ。こういう市民の声が多かったのは確かであります。市長からは市民を絶対に敵に回してほしくない。これが、私が腹を切つてまで市長にお願いをするこの一番大きな理由であります。

さて、私は間もなく議員生活が14年になりますけれども、傍聴席に頭を下げたことはないと思っています。ましてやこうして傍聴の皆さんに向かってお願いをすることもありませんでした。私は自分の選挙ポスターに知り合いから「義」という字を書いて取込ませていただきました。「義」の反対の言葉は、ものの本によりますと「卑怯」だそうあります。今、傍聴席の皆さんの中には、この1年余り一緒に活動してくださった方がおられますけれども、ある意味、私が今こうしてとっていることは卑怯かもしれません。しかしながら、義にも大きい小さいがあるごとく、卑怯にも大きい小さいがあると思っています。どうか大きい義のために、私のこの小さな卑怯を許していただきたい。

私は、市民の皆さんが私どもの活動にはやはり物足りずに、しっかりした情報を提供してくれるところに行つて勉強してこられた。また、日頃の活動も一口1,000円という本当にこつこつ、こつこつ大勢の方を回られて工面していることも知っております。これはただ合併をして町が大きくなった、使えるお金が増えた、これだけでは本当のまちづくりにはならないわけでありまして、市民の皆さんが自分たちのまちづくりに関心を持って、自分たちの汗を流して、責任を持って、やっとそういう本来のまちづくりに向かっていく大きな大きな一歩が始まったのだと思っています。

これから私は自席に帰って静かに市長の答弁を待ちます。このことは妻にも子どもにも話していませんでした。この小さな卑怯をどうかお許しいただいて、私と一緒に市長の答弁を待っていただきたい。以上で質問を終わります。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

おはようございます。傍聴の皆さま方、また、連日の方もいらっしゃいます。大変ご苦労さまであります。中沢議員の質問にお答えいたしますが、今、この壇上で議員が申し上げたことと、質問通告文とはなかなかかい離がございまして。通告文にしたがって答弁は申し上げさせていただけます。政治の真剣な場にメルヘンは持ち込みません。

さて、今ほどお尋ねがありました大原運動公園の出発点に返れと。これはどこだったかといいますと合併時であります。合併時にそういう形で新市建設委員会の皆様方、検討委員会の皆様方の中でこのことが決定をされて、そして新市建設計画として引き継がれてきているものでありますから、出発点はまさにそこにあります。そこに返れば大原運動公園を大原でなくてあのときは長森でしたけれども、整備をするというところに行き着くわけであります。その出発点に帰れという意味が何を指しているのかという、私はそういうふうにとったのでそういうふうにお答え申し上げます。

それから市民の立場、これは市民の皆さん6万数千人いらっしゃるわけですから、それぞれのお考えはございます。これは当然であります。私はこのことについて一応市民の代表者という皆さん方、検討委員会の皆様方に検討をお願いして答申をいただいたわけあります。ですから、当然市民の立場、公募で委員になっていただいた方もいらっしゃいますから、それが市民を代表しないのだということになれば、最終的にはやはり議会の皆さんであります。ですので、市民の立場という部分を忘れたことは全くございません。

それから田中先生のお言葉は、それもあつてでしょう。しかし、田中先生は我々には政治は何だと。政治は生活そのものだと、そういうふうにおっしゃってありました。

それで通告文にしたがいましてご説明を申し上げますが、私がこれまでの議会でもずっと申し上げてきたとおり、市の整備方針を固めた後に議会に説明し、つくることとなった場合は、反対派の皆様にも、あるいはつくらないこととなった場合は、要望のありました野球連盟をはじめとする皆様方に説明して、ご理解を賜りたいというふうにならざるで申し上げてきたところであります。

そういう中で2月16日の議会全員協議会で作る方向。作る。そして中間的な案を採用したいということで皆様にご説明申し上げ、おおむねご理解をいただいたと思いましたので、その後すぐ2月23日に公式野球場中止を求める市民の会の皆様にも、ご説明しご理解いただくということで日程調整をさせていただきました。上村会長さんからは一たんご了解をいただいたところでもありますけれども、その前日に会長さんではなかったわけですが会の方からお二人、秘書係の方に見えられて、その開催は見合わせようと、見合わせさせていただきたいということをおっしゃったそうでもあります。

私にとっては早くから説明いただきたいという申し入れもありましたし、なるべく早く

皆さんに説明をしたいということで私の方からも話をしておりました。できるだけ早い日程で公務を調整したところでありますけれども、これが開催できなかったということでありますので、私としては非常に不本意であります。せっかくの機会を見合わせる結果となった。なぜそうなったのかということが、私はちょっと理解できなかったのです。時間が少し1時間とか1時間半とかでは足りないというお話もあったようでありますし、出席する人数は10人前後にさせていただきたいという話を私は申し上げていた。それが少ないと。こういうことが主たる理由であったようでありますけれども、例えばそこで納得がいかなければ、時間が足らなければ、それでは後日また日程調整をしてやりましょうとか。あるいは人数が100人、200人の方がいいのだということになれば、それはそれでまたいずれ調整はするつもりでありましたけれども、そういうことは一切おっしゃらずに一方的に中止ということでしたので、非常に不本意であります。

その前に、こういうことになる前にも、再三再四市民フォーラムというものを開催する際に、私を日程調整をして呼んでいただければご説明に上がります、ということは申し上げてきたことでありますけれども、これもなかなかかなわなかったということでありまして、非常にそれも残念ということであります。

そして開催の見合せにおいでいただいた当日に、今度はちょっと話が違ってまいりまして、今までは会の皆さんに私は説明を申し上げます。今度は市民を対象とした説明会の開催、こういうことであります。これにつきましても、とてもとても私もすぐに日程調整ができるものでもありませんし、制限がつく部分はひとつご了解いただきたいということで回答申し上げております。

大原運動公園の整備方針につきましては、4月15日号の広報でその概要を市民の皆さんにはお知らせしたいと考えております。当然ですけれども逐次情報提供はしていくつもりであります。

市民全員を対象とした市主催の説明会、この開催をすることは私は全く考えておりません。これまでも申し上げてきましたとおり、議会に提案し議員各位の判断を仰ぐということでご理解いただきたいと思っております。その理由として4点あげます。一つの市全体の方向性を決める、そういう問題であれば別です。一つの事業に対してなぜ私がそういう考え方を持つかということをお知らせしますのでご理解いただきたいと思っております。

一つは選挙の洗礼によって選ばれたものの身として、選挙時の公約にない大型事業とかそういうことを、期間中に任期中に導入しようと、こういう場合は当然選挙公約にはないわけですから説明をしなければなりません。しかし、少なくとも先の選挙では10億円の野球場は要らないと。その10億円の原資で医療・福祉・保健を充実すると。お医者さんを増やす、あるいは保育園の入園料を3割下げる、そういう主張の方と、私は大原運動公園整備は計画にのっとって粛々と進めさせていただきたいと、こういう構図で選挙が戦われたわけであります。票の多寡は別にいたしまして6割のご支持をいただいて、私が再選をされました。ですから、このことは特別今、市民の皆様それぞれ説明して回る

部分ではないと。一つの事業ですから。それが一つ。

それから例えばこういうことであっても利害関係者が非常に複雑に錯そうしていると。そしてそのことを実行することによって大きな被害や、あるいはそういう迷惑や、そういうことを受ける市民の皆さん方があるとすれば、それは当然です。大体こういうことは公害問題とか迷惑施設こういうことに限られます。今私が申し上げていることは、財政的なことはこれから申し上げますけれども、この大原運動公園を整備をして実際に迷惑を被る人がどこにいらっしゃるのでしょうか。生活が脅かされる。あるいは日々の勤めが例えば脅かされる。自分の生きていく糧が脅かされる。こういうことはあり得ません。それが二つ目であります。

三つ目に、やはり予定していた事業であってもその規模や事業費これらが大幅に増減の場合はそれはそれでいいでしょう。大幅に増で、そして市政執行、特に財政上に大きな影響を与えるおそれが出る、ある、そういうことが予見される。こういうときは当然ですけれども説明をきちんとして、もう一度判断を仰ぐということであります。

その他に災害等を含めて天変地異これらに起因して市民の皆さんが重大な被害、損害を受ける、そういうまたおそれがあるということは当然、これは公約にあった、ないにかかわらずご説明を申し上げてご理解を得るということであります。

この私の考え方は岡村議員のご質問のときにもちょっと申し上げました。民主主義、今日本は議会制民主主義という法の下に動いているわけであります。民意至上主義で動いている政治ではありません。民主主義と民意至上主義の大きな違いはそこであります。ポピュリズムに陥らない。将来に誤りなきを判断する際に、それは情も絡めば、いろいろの絡みはございますけれども、そこはやはり冷徹に判断をさせていただく。これが政治を預かる上での私の一つの信念でありますので、そういう考えを私は持っているということをまずは申し上げさせていただきたいと思っております。

そして市民への説明責任。これは説明責任は私は果たしていると思っております。説明をしないでやってきたことはございません。市政懇談会も含めいろいろの場面で説明はしてまいりました。ただ、この反対といわれる皆さん方との接点がなかなかできなかったということであります。再三の呼びかけ、あるいは私の方からも日程調整をしておいでいただきたいと。ここにもおいでいただけないと、こういうことでもありますから。これを断念したということではありませんけれども、どうかひとつ冷静になって話を聞いていただきたいし、私も当然冷静になって、なぜこういうことができ得るのか、そして市の財政がどうなのか、一番心配をされている市の財政がどうなのか。こういうことはきちんと説明申し上げるつもりであります。全員協議会の際には皆様方にはそのことはきちんとご説明を申し上げたつもりであります。

その上で議会の議員の皆様方がそれぞれ判断されることでもありますから、そのことによって腹を切るとかそういうことは私は論外だと思っております。それは議員個人の考え方ですから、どうこう申し上げるつもりは毛頭ございません。一人の議員として市民の負託

を受けてこの市政壇上に送り込まれている議員でありますから、軽々に腹を切る、辞職をする。そういうことはやはり、私はですよ、私は慎むべきだと。重大な過失、市民への裏切りこれがあれば別です。公約が、中沢議員が10億円の野球場はらない、こういうことで議会選を戦ってきたわけであります。

しかし、私は執行者でありますので提案権があって、そして議会の皆様に認めていただければ、それを執行するということであります。議員の皆様は提案権がないわけでありますから、これをこうする、ああするという断言は本来選挙の公約ではでき得ないことであります。立場が違うわけですから。ですから、それを議員がかしゃくの念に駆られて、そういうことだということであれば、それはそれで結構であります。しかし、本来の形とは大いに違うのではないかと、そういう思いであります。以上申し上げまして1回目の答弁にかえさせていただきます。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

政治にはメルヘンは要らないと。大変わかりやすい答弁でございました。議員には確かに提案権はございませんから、要らない、待ったをかける。これは議員活動として私は許されていることだと思っています。でありますから公約に掲げました。それはそれとしまして、今市長から答弁が縷々ございましたけれども、私にもまたそれには反論も若干ございます。ございますが、藤原先生の例を引き出したごとく、出発点が違えば私どもの理論は私どもの理論、あなたの理論はあなたの理論。それぞれが突っ張っていることが前に進みません。

私も夕べはいろいろなことを整理しながら、今日に取り組みようと思っておりました。64項目、こうなったらこうしよう、こうなったらこう答えよう、こういうふうに質問しよう、こういうことを用意してきましたけれども、やっぱりそれではことは前に進みません。市長の説明責任というふうに通告をしておきましたけれども、我々議会に決定のボールが投げられるわけでございます。市長の概念の中では、これからできる、つくられるであろう野球場が、みんなが笑顔でそこを利用する、試合を観戦に行く、そういうシーンだけが交錯していると思います。

しかしながら万が一、将来市長が描くような形でこの施設が活用されなかったような場合、我々議員はその決定者として孫子の代までその責を問われることになります。でありますから、何よりも市民から本当に「ああ、いいものができるのだな」「だったらみんな使っていこう」そういうような合意がある程度なければ、またそれが得られるような市長の説明がなければ、我々議会も議会人も本当に胸を張って、これを支持するわけには私はいかないと思っています。まずそのことについてお伺いいたします。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私の脳裏にみんなが喜んで使っている、見ている、そういうシーンだけが交錯しているということでありましょうが、それは当然そうなってほしいわけですからそういうシーンも交錯します。しかし、それだから、だからやるということではありません。私はこの施

設が必要だと思っているからやるのです。必要だと思っていますから。なぜ必要か。当然ですけども、いつも申し上げておりますように今の使う人もそうですし、やはり子どもたちですよ。私はやはり、先日も触れましたが、赤石小学校の子どもたちと党派を組んでのいろいろ議論がございました。この子どもたちの姿や目を見れば、やはり大原運動公園こういうこともきちんと整備をして それは使わない人もいます。スポーツ施設ですからスポーツをやらない人は使わない。見ない人は行かない。これは仕方ありません。どの施設でもそうです。図書館であっても図書館に全く興味のない人はそこには参りません。

だけれども、少しでも興味があってやってみよう、見てみよう、こういう人たちは必ず喜んでいくはずですから。はずですからと言ったって私が決定することではありません。そういう思いは常に描いております。

そして政治は、私はいつも申し上げております、その評価は棺を覆ってからであります。大体そうです。今これをやって3年、5年でどういう結果が出るか。それは私も100パーセント自信はあるわけではありません。

もう一ついつも申し上げておりますことは、政治指導者の名誉は、自らの責任を自ら一人でとることです。その責任を他に転嫁したり拒否したりすることはできない、この強い信念がある。私は、もし、そういうことで責任を追及されるようなことがあれば、それは甘んじて受けます。

軽い信念で、ただいい野球場でもサッカーコートでもつくっておけばそれでいいだろうと、その程度の信念で、今トータル的に20億円といわれていますけれども、そのお金を使うという勇氣は私にはとってごさいません。命を懸けてやることですから、政治は。ですので、私は私なりにそういう信念を持ってやらせていただく。

説明、説明と言いますがけれども、先ほど申し上げましたように説明はしますと言っているわけですから、なぜそこにおいでいただけないかと。そのことは私は大きな疑問であります。さっき言いました時間が足りない。時間が足りなかったら私も、そうですね公務の中で3時間も5時間もずっとそのことに割いているという部分が無理ですから、1時間から1時間半。その中で議論がかわかなければ、ではまた後ほど日程調整をして会おうと。これは幾らでもできるわけですから、なぜそこに出ていただけない。

そして私は市政懇談会を毎年開催しておりますので、今年もやります。当然このことにも触れながら皆さんの会場を16会場回るわけですから、説明責任を果たしてないということは全く考えておりません。全く考えておりません。以上です。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

今、手元に行政関係の雑誌がありまして、これはある先生が国土交通省の調査によるとということで、一文載せてあります。建設工事にかかる予算は、その建物が一つの生命を終わるまでの総コスト これは維持といえますか人的な管理は含んでおりません 26パーセントにすぎないと書いてあります。国土交通省の調査によると、とあります。私どもが、市民の方が、将来の負担ですね、当然これは公共工事であれば将来負担が発生す

るわけですし、次世代の市民がこれを負担していくわけであります。いつも言うとおりの事業が皆さんに理解されて支持されて、これは当然、気持ちよく払う人はいないかもしれませんが、当然これは市民の義務として税負担でやっていくべきだ、利用料でやっていくべきだ。こういう事業もあれば、ちょっとこれは優先順位からいって、なるほど建設計画の中には全部あわせれば400億円を越すような事業の候補が挙がっております。

合併特例債の枠が最大で273億円、当然優先順位がつけられるべきであります。そうした中で市長の説明責任というふうに今回は絞らせていただきましたけれども、ただ説明をすればいいということではございません。市長がさっきおっしゃっておられたように、まだ市民との対話をする用意があるのであれば、ぜひともそれを進めていただきたい。

そして人数の枠を絞ることではなくて、例えば時間的にも公務の本当にお疲れの後であっても夜開いていただくとか、また市民の集まりやすい休日に開いていただくとか。大変多用な、言っていることは私も十分承知しております。さっき市長もおっしゃられました、1時間半で足りなければまた次の機会。まだ3カ月あります。そういう機会をぜひとも設けていただきたい。そのことだけ私はこうしてお願いしているわけであります。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

箱物といいますか建設、国交省が発表したその26パーセントしかない。それはそれでそういう計算でしょうから、それはそれでわかりますが。だとすれば、いわゆる公共工事というのはこれだけの価値しかないということでしょうかね。私はそうだとは思いません。そういうことではない。

公共工事、道路から河川から建物からそれぞれございますけれども、例えば学校なんかどうでしょうか。これをつくって26パーセントの価値しかないから、そういうことにはならないわけです。ですから、変な 変なというとその人に失礼ですけども、そういうことを持ち出して議論しても、それはやはり余りこの場には合致をしないということでもあります。

優先順位は当然つけながら今までやってきているわけであります。優先順位はつけながらやってきております。例えばこのことをやるために他の優先順位を落としているなんてことはありません。いつも申し上げているとおりです。そして他の市民要望をこのことのために削っているなんてことは一つもございません。一つもありません。ですからこれも、議員おっしゃりたいことはよくわかりますけれども、そういうふうには私は進めていないということだけは申し上げておきます。

対話というかお話の件であります、ですから再三申し上げているとおりですから、どうぞやってください。ただ、私が申し上げているのは反対の皆さんは反対で結構ですし、賛成の皆さん賛成で結構です。そこで市民の中に争いごとが起きるようなことはやはり避けなければなりません。

ですから、まずはですから反対だとおっしゃっている皆さん方が、なぜ10名ではだめなのですか、例えば。なぜ10名ではだめなのか。まず、その代表たる皆さん方が話を私

として、納得がいけないところはまたいずれ説明する。あるいは納得がいったらその皆さん方に、こういうことでこの部分は納得したとお伝えいただければそれでいいのではないのでしょうか。全市民を対象にして説明会とかそういうことをしろというのは、さっき申し上げた4原則にのっとって私はやりますので、特別そういうことは考えておりません。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私は話し合い、対話集会ということは、これをこの事業を市長の提案されるその状態でやってほしいと、やってもらいたいという人も当然来ていただく。これではまだ少し考えるべきではないかという方からも、当然来ていただく。そして私は市長がよし、わかったと言ってくだされば、ここにおられる議員のお宅を1軒1軒回りながら、ぜひそこに出席して皆さんの話を聞いてほしい。また、一言でも二言でも発言をいただければ幸いと、そう言いながら願って歩くつもりでいます。

そこで混乱が起きるということは、私はないと思っています。それが生煮えの状態で着手しない、手間がかかるかもしれません。しかしながら、私も汗をかくつもりでいます。

市長がなかなか、行政の建前としてそういうことができないということであれば、今日ここに傍聴の方がおられます。どうすればではそういう会が開けるのか。市民の方からのそういう集会への呼びかけという形であればいいのかどうか。その辺も確か今日持ち帰って考えられることでしょう。どういう形でも私は結構です。どういう形でも。本当にまず1歩進めるということ、それもいい形で進めるということ。それを私はこうして市長に英断を願っているわけでありませう。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

議員のおっしゃっていることはわかりますが、その混乱はない。これは別に私も混乱をおそれているとかではありませんが、今までの市民フォーラムの皆様方の会のように、議員の皆さんも大分ご出席なされたのですね。そのときの罵声や怒声、そういうことに嫌気もさして、その会に行って行かなくなったという議員さんもいらっしゃるのです。ですから、そういう混乱は絶対だめです。

そして前段として再々申し上げているとおり、私がですから反対だとおっしゃっている皆さんの代表者とまず会おうと言っているのですから、何でそれができないのですか、それこそ。そしてその上で皆さん方がいや、とてもこれでは我々も反対していらっしゃる皆さん方に説明ができないと。では、いついつまたやろうや。それはそれで結構ではないですか。何でそれができないのですか。

あなたももし、その皆さん方と連絡を取り合っているのであれば、まずはその方を進めてください。そして心配なさっている財政のことやそういうことは懇切丁寧に説明申し上げます。一挙になぜそう広げたがるのですか。別に反対なさっている皆さん方の代表者が会うのですから、まずはそれで始めてみるべきではないでしょうか。私は逆にそういうことを提案させていただきたい。

議長 市長に申し上げます。質問がありましたら議長の許可を得て質問してく

ださい。(「質問ということではなくて」の声あり)

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私も2月23日でしょうか、市長の提案されたそのことについて、市民の会の皆さんの対応も聞かせていただきました。その後また交わされた文書も読ませていただきました。大体のことはわかりました。で、市民の会のその方たちがおっしゃられていること、これも私はよくわかるのです。なるほど自分たちは1万9,212筆の署名の後を受けて、ではこの野球場に一時待ったをかけて、冷静にみんなで話し合っていこうと、そういうために立ち上がった会のわけです。

でありますから、10人やそこらの、それは中心になって活躍してこられた市民の代表かもしれないけれども、そうではないのだ。1万9,212人、それも限られたスタッフで回ったわけでありますから、回りきれない家がいっぱいありました。何でおらち来ないがだというお叱りもいっぱいいただきましたし、例えば市の方の公職といいますか区長さんであるとかいろいろな役員がありますし、当然市の職員、それから商売をやっている方々、悪いどもにと協力をいただかなかった方もいっぱいいます。そういうことをかんがみながら、それを10人やそこらの我々代表と言われても困るよなど、そういうことをお聞きしました。私はもっともだと思っています。そしてこれは参考になるかどうか・・・一たんこれで切ります。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

市民、いわゆる当時反対の皆さん方が署名等も集めて一時待ったをかけよう、一時待ったはかかったではないですか。それで検討委員会にも検討していただいて、その後またいわゆる検討委員会としての結論が出ているわけであります。別に市民の会の皆さん方の動向が100パーセント無視をされてどうだ、こうだということは、私は考えていません。検討委員会に私も出したのですから。それで検討委員の皆さん方からそういうふうにご意見をいただいたわけあります。

なお、その検討委員会の皆さん方からいただいたご意見案よりは、市の案というのはやや後退をしている案であります。ですから、どういう理屈、理由をつけようとも自分たちが行動を始めて、そしてそのことが通らなければという、それはやはりちょっとおかしい。それはやはり選挙ですよ、選挙。だって、皆さんだって同じですけども、選挙の洗礼を受けてきている部分で、一部のことでまたいわゆる住民投票的なことをやらなければならない。これは私、絶対間違っていると思います。

議員で、議員が自分の判断で議決していただくわけですから、それは皆さん方がそれぞれの説明責任があるのは当たり前ですし、私もそれに際してこういうことで提案をしたいということをお願いしているわけです。

それから署名の話ですけども、いろいろの思いはわかります。ここでいろいろは申し上げませんが、署名の正当性、数、これだけを余り大きく議員が申し上げない方がいいと思います。いろいろの声が聞こえてきていますから。議員の方にもいろいろの声が行って

いるでしょう。私の方にもいろいろの声が聞こえていますから。前に岡村議員にも申し上げたとおりであります。

それで、その皆さんの声を10人ではどうしようもない。だからそこで引き受けるとか何とか言っていますよ。私が説明をして納得ができた部分はそうしていただければいいわけです。いや、ここが納得がいかない、また説明をする、当然やります。何でそれができない。その住民運動的に盛り上げていこうという考え方であったら、それは今日は傍聴の皆さんもいらっしゃいますからはっきり申し上げておきますが、絶対応じられません。信念です。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

かみ合わない議論に私はする必要はないと思っていますし、またかみ合う方向にもっていけるとして、私はこうして今日は立っています。どこから話していいかということになればあれですが、なるほど選挙で我々は洗礼を受けていますが、今、いろいろな形でまちづくり基本条例というような類の条例があちこちで検討されております。なるほど首長がいて議会があって、これが二元論、これがもう主体であることは間違いありませんけれども、近年ではこれだけ情報が発達をしてくる、そしてまた学歴の高い市民が増えていて・・・(「学歴の高いというのはそれはどういう意味だ」の声あり)失礼しました。認識の高いといえますか、そういう住民が増えてきておりまして、白紙委任を我々が選挙で受けているということではない面が出てきていると思っています。

我々も4年間の任期の中で、お前たちは時代の変化、いろいろな形の条件の中で出てくる案件、それについてちゃんと時代に沿った判断をしてくれるだろうと、そういうことを受けて我々はこうして立っているのだと思っています。白紙委任ではないということ。この辺について市長はどう思っていますか。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

さっき壇上で申し上げたとおり白紙委任だなんて全く思っていない。ただ、ことです、問題ですよ。さっきから申し上げているとおり、このことがではどこにどういう影響を及ぼすのですか。まずではそこから。どこにどういう影響を及ぼすのか。白紙委任だなんて全く思っていない。白紙委任どころかずっときているわけですから。白紙だとも思っていないから、我々もそれぞれ内部で検討しながら妥当だと思われる案を出しているわけです。

つくる、つukらないが白紙委任ということは、私は白紙委任だとは別に思っていないが、これは私が選挙の洗礼を受けてきた中で公約にも掲げてきたことですから、やらせていただきたいと、そういうことです。

4年間全てのことに白紙委任だなんてことは全く思っていない。さっき申し上げたとおりです。こういう条件があればこれは当然見直すこともある、こういうことがあれば当然また市民の皆さんにきちんと話をしながら理解いただいとということもある、そういうことです。白紙委任とは全く思っていない。

ただ、ことにつけ一つ一つの事業に、そのたびごとに市民の皆さんから反対論があるから、それをすべて一々やっていくというそれはできません。それはできません。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

大原運動公園の件につきましては検討委員会が立ち上がりました。検討委員会が立ち上がってしばらくして市民フォーラムの会も立ち上がりました。ですから、時系列的に言って市長のさっきの答弁は少し違います。それはそれでいいとします。

これは昨日の新聞記事でした。総務省が今回国会に提出する地方自治法改正案、住民投票の法制法を盛り込むとなっております。自治体が大規模な公共施設をつくる際に、住民投票で賛否を問うことができ、その結果に市長や議会はしたがわなければならないと、こういう内容だそうであります。これはよくご存知だと思います。私が申し上げていることもこういう流れに世の中は、日本はなっているということでもあります。日本だけではないと思っています。この辺については、市長はいかがお考えでしょうか。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私もその報道は読みましたし、それはそれで法律的にそうならばそれで結構です。ただ、常に大規模な、例えば大規模というのがどこをどう指すのかは別にいたしまして、よく市民フォーラム、ゆきぐにネットのブログに書いてあります。長野県の佐久市ですか、文化会館をつくる、つくらないで住民投票をやってつくらない。つくる方向の市長が選挙で惨敗をしたということは、確かよく報道をされていますね。それはそれとして、そういうことであればそれで結構です。私は別に法律を犯してまで何かをやるという気は全くありません。

しかし、その住民投票そのものが、そこに至る経過やあるいは動機、これをきちんと検証しなければ、そのときどきの首長を追い落とすために使われることになるのですよ。首長もしかり、議員もしかりです。動機です、まず。本当に市の将来にこういう禍根が残る、こういう部分が危ない、だからということであればそれは結構です。ただ単にあれば反対だ、これは反対だ、常に住民投票をやられて、ではその自治体はどうなるのですか。收拾がつかいませんよ。

選挙で争っても僅差で勝った、負けたという部分が出れば、負けた方がでは今度はその勝った方を標的にして、何かに付け住民投票、住民投票。こういうことが許されますか。それなら選挙はいらない。我々もいらない。市役所の部長以上の職員、部長以下の職員が常に何かをやるというとき、住民の皆さんにお伺いを立てて、そして判断をしてもらって、ではあれやりましたよ、これやりましたよ、そうになってしまう。

そうなると議会制民主主義というのは全く終わりです。いわゆる民意至上主義ということになってしまうわけです。そういうことになってはならないから、今の議会制民主主義というのはできているわけですから、それをもうはなから否定して住民投票が最高のその手段だということであれば、それはそれで結構です。私はそういうことには組しませんし、そういう法律ができて、どんどんと住民投票だけが活発になるようであれば、私はさっさ

と辞めますよ。そんなところに政治家がかかわる必要はありませんから。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

議長をお願いいたしますけれども、質問に沿った答弁を市長からお願いしたいと思っていますし、いいですか。そんなことを私だって望んでいませんよ。しかしながら、そういう時代になってきているということでありまして、政治ということになれば、本当に市長はプロ中のプロですから、私みたいなかけ出しにはとてもじゃないが及ばないことはいっぱいあるでしょう。

しかしながら、私は市長に今回提案をしていることは、そういう市井を対象にした集会を市長が持てなければ、もしかしたら市民の方からもそういう・・・があるかもしれません。そこには容認する方、首をかしげる方、それからいろいろな立場の議員、皆さんがそこで本当にひざを交えて、私は何らマイナスになるとは思っていません。ですから、そういうことを通じて説明責任を果たしてほしいと、それだけを今回は通告しておきました。いかがでしょうか。

議長 その前に議長の方に、市長に対する質問という答弁の、今ほど22議員からございました。質問の範囲を超えておりません。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

先ほどから申し上げているとおり、私は説明だとか会議だとか拒むものではないということをまず、申し上げておきます。ではどういう趣旨で皆さん方がその会を皆さん方が会を主導してくださいよ。日程をちゃんと調整してください。皆さん方の呼びかけではだめですよ。野球連盟とかそういう皆さんも含めてみんなで呼びかけて会をやろうと。どうぞ私は日程調整がつけば出て行きますから。そうではないですか。

ですから、私もそうですけれども、あなたも私と議論がそこがかみ合わないのです。反対はわかります。反対はどうぞ反対で結構ですからそれはわかりますが、私とすれば皆さん方が反対としている大きな根拠の財政、このことはきちんと大丈夫です。数字も示して皆さん方に一応お示ししているわけですから。どうぞやってください。それであれば別に私は何も拒みません。

ただ、本当はその前に反対をしていらっしゃる皆さんの代表者の方が、ちゃんと会って説明も聞いて、疑問点は疑問点として出した方がいいのではないですか、ということをおしは申し上げているのです。どうぞ、偏らない説明会とか説明会ですか、それはとにかく調整していただかないと、私も今日この日に決めたからということではだめですから、調整していただいて、何百人集まろうがそれはそれで結構です。

どうぞ、やること自体を皆さん方、私がそれをしないでくれなんていう権利もございません。どうぞご自由にやっていただいて、その場でまた説明しろということであれば、きちんと説明申し上げます。しかし、その前に反対を唱えている皆さん方はやるべきことが一つありやしないかということをおしは申し上げておきます。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

合意点が私には見えたと思っております。(「合意たってさっきからそう言っているのに、何が合意だ。そんなの別に何度も言っているのに」の声あり)いいでしょうか。私も申し上げてきたことは、その野球連盟の方も賛成の人も含め、また一たん待ったということも含め、1軒1軒私がお願いして歩きますけれども、議員さんも含め、もちろん市長から来ていただき、そういう会を持ってほしい。それが市長の説明責任のまず第一歩ではなからうかと、そういうふうに申し上げました。

その前段として市長がその市民の会の代表の皆さん方に、最初10人ぐらいで来ていただいて、そして縷々そこで話し合いをしようではないかと。そこで疑問点が出てきたらまたすり合わせようではないかと。そのことについては多分、今日は傍聴席にも来ておられるでしょうから、それは市民の会の皆さんが判断をすることであります。

私としてみればこれ以上市長に望むこともございません。本当にさっき市長がおっしゃられたその大勢の方から、いろいろな考え、立場の方から寄っていただいて、そこでまず話し合いをして、本当に6月の議会にみんなが納得しながら議案として持っていける。まだ3カ月あります。私は本当にそれができると思っています。今ほどの市長の答弁で私は満足であります。以上です。

(「議長、質問を」の声あり)

議長 許可します。

市長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

議員に、これは質問というよりお願いになってきますけれども、あなたがそういうふうにして市民の会という会を主導しながら、ここに来て傍聴者の皆さんがどうだこうだという話はちょっとおかしいですよ。あなたが持ち出してきている、ここの議場で出している話ですから、「私が受けた」とかそうでなければだめです。市民の会の皆様方にそれこそ責任転嫁をしないように。

あなたもあなたなりにきちんと責任を果たして、そして申し上げておくことは、反対ありきの反対では絶対だめです。理由がただ、身の丈のものしか要らないとかそういう理由はだめです。身の丈だけを考えていれば人間は伸びません。必ず少しずつでも上を見る。この姿勢をきちんと持たなければ、今こういう状態だからこれでいいよ、というこれであれば進歩も発展も全くないわけですから。

そういうことも十分議員からも考慮していただいて、そして何もあなたが1軒1軒回る必要がどこにあるのですか。その辺が私はわかりませんので、どういう意図でそういうことを申し上げているのか。代表者と思ってやっているのなら、今度は私があなたを代表者と思ってやりますから。だけれどもそうではない。ちゃんと代表者は別個にあったのですね。ところが出てくる話はあなたからと、こういうそこら辺がちょっと私はわからないものですから、その辺の関係をきちんと整理をして、今ここでちょっとお答えいただきたい。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私の立場は、市民の会の応援をしている議員であります。それ以上でも以下でもござい

ません。主体は市民の方でございます。（「責任はあなたもちゃんととれるの」の声あり）
当たり前です。もちろん私は応援している議員としての、その立場上での責任はとります。
（「はい、わかりました」の声あり）

議 長 質問終了ですか。

市 長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

もう一ついいですか。別に混乱させるという意味ではありませんが、あなたが代表の立場でない、そういうことでないということであれば、余り愚かな質問かもわかりませんが、先般そのブログに、会の皆さん方が新潟県庁の財政課ですか、いわゆる市長村財政を監視するところに行って、いろいろご説明を受けてきたということは載っていました。その内容は載っていません。県の職員の対応のよさに驚いたとか、感激したと、そういうことはありましたが、議員の方に、県に行って南魚沼市の財政状況を確認してどうであったという、何かご報告やご連絡はございましたか。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私は勉強に行ってきたという、その役員の皆さんの意向は事前に知っておりました。聞いておりました。ああ、いいことをやりますね。長年といいますが1年ちょっと前でしようかね、そんな打診をしておいたからということでありましたから、それはいいことでございますということで、私は大いに賛成をいたしました。

また、帰ってきてからの、ざっとでありましたけれども報告は受けました。（「内容をちょっとお話しください」の声あり）内容の詳細については、そこまで私は知りません。はっきり言いまして。それは受け取り方でもありまして・・・（「いやいや、ちょっと失礼」の声あり）

議 長 市長の質問に対して回数の制限はございません。

市 長 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

そういうことでなくて、南魚沼市の財政がどういう状況になっているとか、皆さんがご心配になっているように非常に厳しい状況になっているとか、どうだ、こうだというそういうご報告はなかったかということをお聞きしたい。

中沢俊一君 野球場計画、市長は市民への説明責任を果たせ

私はそういう数字的なことでありますとか、詳細のことについては聞いておりません。こっちからも聞きませんでした。大体のことは伺ったということでニュアンスとして伺いましたけれども、そういうことは聞いておりません。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

議 長 質問の続行をいたします。終了ですか。（「終わります」の声あり）

議 長 質問順位16番、議席番号4番・塩谷寿雄君。

塩谷寿雄君 議長から質問を許されましたので、質問に入る前に、議会一般質問の最終日でございます。我が会派は今日3人一般質問に臨むわけですが、我が会派の副議長が、副議長という立場で余り一般質問は遠慮されております。今日は副議長の誕生日だということ

で、この場をお借りしましておめでとうございます。

一般質問に入らせていただきます。

1 消防小屋について

消防小屋について。消防小屋の老朽化対策についてでございます。消防小屋は私のいただいている資料によりますと、市内に216カ所あるということです。その中で30年から40年の間が49カ所、40年から50年が6カ所、50年以上が1カ所、建ててからの築年数がわからないというのが11カ所ある資料をいただいております。

そういった中で、このたびの1月の豪雪がありました。実際屋根に上がるのが怖いという消防団の方が私にそう言ってきたわけですけれども、屋根の補修とかそういうのは去年の件数からいってどれくらいあがってきているのか教えていただきたいと思っております。

また、そういった雪を下ろすということに対して、屋根に上がる、屋根が一定されていないので上がって下ろすところもあれば、そのまま落下式のところもあると思うのですが、そういった対応をどうしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

2 大原運動公園の整備建設について

次に2番、大原運動公園の整備建設についてであります。市長、この間の全員協議会で一般財源約7億7,200万円、これを市民一人当たりになると6万1,007人で割れば1万2,654円になると。これを20年間で負担いただくということを割ると、月大体50円ぐらいになるのですが、そういった中で私は市長の説明責任というのを、結構あるとき正直に全部言ってもらってわかりやすい全員協議会だったなと思っております。

新潟市の黒埼で今整備が行われておりますけれども、みどりの森公園でしたか、あれも合併特例でということの建設計画の中で、49億円で整備をされているそうです。野球場にいたっては10億4,500万円ということ聞いております。バックネット裏3,000人が収容できるようなものをつくっているのですが、それをつくって、コンクリートをつくって製品を運んでいるのが、何と我が市の新和コンクリートさんでつくってやっているということで、すごいなと思ったのです。ぜひ、そういった中でこの一番の質問に、地元経済効果のある整備建設をということで、つくるのであれば、設計、建設、すべてやはり地元で公共工事の仕事は落としていただきたいと。そこでお金の潤滑油になっていただきたいと思っておりますが、市長のお考えを問います。

利用促進に幅広いアプローチですけれども、まだ建設の図面とか構想なので、どんな構想をされているのか。私たちもつくるに当たって、いろいろ人工芝とか自然の芝がいいのかということいろいろでも調べて、芝に対しては聞いてきたのですが、芝の管理が一番金がかかるということで、十日町のベルナティオの方が言うておられました。でも、ベルナティオの方はゴルフ場を持っているということで、芝を刈るに当たりゴルフの芝刈りと同じようなもので、刃を研げる方がいらっしゃって非常に安く上がっていると。そういうことを伺ったのですぐ舞子の方に飛んで行ったら、舞子の中でも6~7人芝の刃の手入れができて刈れる方がいらっしゃるといふことも、担当課にはお伝えしたところであります。

つくるに当たって我々もいろいろな情報を得たり、いろいろなことを提案して担当課とは相談をしているつもりでもあります。

そういった中でこのスポーツ福祉の向上、またこの誘客を得るという中で、今の設計にはないのかもしれませんが、例えば射撃とかアーチェリーとかいろいろな方向があると思うのです。そういったところを担当課、研究してもらいたいと思うのです。観光であればどういったのが集客、要は宿泊につながるのかとか。

野球場も市長は両翼100メートル、センター120メートルとおっしゃっていますよね。もっと大きくして例えばこれはおかしい話なのかもしれませんが、ホームラン競争をやらせよう、半端じゃない日本一のかい球場でやらせようとか。これは何か想像しただけでもワクワクしますよね。オフシーズンにいろいろなスポンサーを集めて来てもらって、今年もやらせました南魚沼市ホームラン競争みたいな、そういう構想とかいろいろあると思うのです。そういうことをどんどん考えていってもらいたい。またそういうことの知恵を出したいと思いますが、今の中で何か構想、アプローチをかけているところがあればお聞かせいただきたいと思います。

3 スキー観光について

次に3番目のスキー観光についてですが、今年はスキー発祥100周年ということで、シーズン券お子さんのやつが去年よりは1,000引きになりましたかね、9,000円で販売されたと思うのですが、そのことによって去年よりは伸びていますよね、リフト券の売り上げというか買っている人ですか、増えています。

そういった中で、例えばこれは金額を下げてこうなったのかどうなったのかという検証ですが、もし、ではもうちょっと下げればもっと買うのかなという見当はあるのかなのか。いろいろ検証していくという段階でどういうお考えなのか。そこをもし下げればすごく買うのかどうか。市長の見解を聞きたいと思います。こういったことをすれば地元スキーの発展になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと本当に人口が減ってきているわけで、我々の子どもの頃よりも全然、半分ぐらいに今はなっているわけではありますが、この間、日嶽協会の100周年のイベントにも参加させていただきました。市長も出ていたと思うのですが、非常にチロル、セルデンというのはすごいお客さんの数だなとあの場に出ていて思いました。

セルデン町は約3,000人ぐらいの町で、シーズンで160万泊ですが、2009年のデータをいただいております。それとやはり地元の人がかかり滑っているということを聞いたのですが、週1回ぐらいはみんなが行っているようなことを聞きました。そういった中でやはり地元の方々が滑るには非常にお金のかかるスポーツだと思います。

そういった中で我々、私のいる中之島地区では有志が集まりまして、ランチを食べるのに、パス券を持っていればワンコインでやろうということをやっている方がいられます。そういったのを市役所の方で、例えばパス券を買った方にはこういった特権がありますよというのを募れば、いろいろな多分地区からも手が挙がってくると思うのです。地元の子ども

たちにやはりスキーをやってもらいたいとか、そういった思いがあってそういう手が拳がってくと思う。そういう集約を役所の方でした方がいいと思いますけれども、市長の見解を問います。とりあえず以上壇上からの質問を終わらせていただきます。再質問は100パーセントすると思います。よろしくをお願いします。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は11時ちょうどといたします。

(午前10時44分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

市 長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 消防小屋について

まず、消防小屋の老朽化対策であります。今現在、団保有の車両・ポンプを収納する建物としましては、ポンプ車・積載車を格納する車庫、それから小型ポンプを格納する器具庫と区別しておりまして、車庫が78棟、器具庫が109棟ということであります。

構造は鉄骨づくりが8割、木造がまだ2割もあるということです。基本的には鉄骨アーチ型であります。古いものは議員おっしゃっていただいたように40年以上経過した施設もありまして、消防本部の方で現状を調査把握して、老朽化が進んで修繕で対応できないと判断した場合は、当然ですけれども予算計上をさせていただいて、順次建て替えをしていくということにしております。23年度においても部の統合により車庫1棟の建築を今、予定しているところであります。

現在は古い車庫・器具庫等においてシャッターの取り付け改修が終了しておりまして、出勤が円滑にできるようにしておりますけれども、修繕等も必要となりますので毎年予算を計上させていただいて維持管理をしているところであります。なお、22年度の修繕件数は何件かということについては、消防長の方でこの後答弁させますのでよろしくお願いいたします。

特に建物としての耐用年数を定めて建てかえをしているということではなくて、状況を見ながら適切に対応していくということです。例えば耐震構造まで全部調べるとかそういうことは特にやっておりますけれども、見た目や修繕箇所の非常に多いところ等を優先的にやっていくということでもあります。

2 大原運動公園の整備建設について

大原運動公園の件についてであります。地元で経済効果のある整備と。これはもう私もそのとおりだと考えております。ただ、地元ででき得ない部分も若干はあろうかと思えます。設計部門でも建築的な部分については確かこれは市内の建築業者で十分対応できると思いますが、あそこは水の問題もあったり、あるいは土質の問題といえますかそういうことがありますので、水理計算あるいは土木工学これらを駆使しなければなかなか将来に頼るものがないと思っておりますので、今その辺を市の建築組合の幹部の皆さんと、どこまで市内の建築業者で対応できるのか、あるいはでき得ない部分がどこに出るのか、これらを聞

きとりをしているところであります。

建設物につきましても同じでありまして、例えば人工芝を敷くとしめすと人工芝そのものは当然納入されるわけです。市内にそういう業者はおりませんけれども、建築物的なこと、あるいは土木的なことについては、おおむね市内の業者で対応できるのではないかと思っております。例えばナイター照明灯とか、こうなりますとまたちょっとわかりませんので、これらは実施設計をきちんとさせていただいた上で適切に判断させていただく。基本は地元でやれるものはすべて地元でやっていただきたいという思いで今やっております。

それからこの利用につきまして、我々は今までもちょっと私はベースボールマガジン社の皆さんから、本社にも何度も伺いながらいろいろご提言を受けてきたところでもあります。特徴のあるものをつくった方がいいですよと。ただ単に野球場ということだけでなく南魚沼市といえばこの野球場と、あるいはサッカーコートだとかテニスコートだとか、そういう特徴的な部分をどこかに見いだした方がいいのではないかと。これから具体的なアドバイスもまた受けていかなければならないと思っております。今、コンテンツ産業の著名な原画を描く方とかそういう皆さん方からもいろいろ提言を受けようということで行動を始めたところでもあります。アミューズメントパークといえますかね。そういう形に仕上げるのはどうかとか、そういうご提案も確かいずれは出てくるものだと思っております。

それから冬の利用、これはどこに行っても雪の降るところそれから寒い、沖縄やああいいうところは別にいたしまして、冬期間は野球場やサッカーコートはまずはドームでもない限りはほとんど使わないのが現状でありますけれども、我々のところは雪という恵みがございまずのでこの雪を生かして、そしてサッカーコートや野球場やそういう中で冬のスポーツイベント、こういうことがどういう形をとればどうできるか。これも今、提言をいただくということでそれぞれ検討を進めているところでもあります。

参考までに申し上げますけれども平成21年度の大原運動公園の利用実績であります。テニスコートが1,365件、2万4,480人、収入として832万4,000円ございます。野球場が201件で8,421人、これは利用料で65万円強、それから多目的グラウンド125件、6,917人、これは33万円強の収入を得ているところであります。合計いたしますと利用数で約4万人、3万9,800人、利用料金で930万円強、市の方でこれを指定管理者にお支払いしているお金が1,474万円でありますので、これを引きますと大体500万円前後が持ち出しという言い方は悪いですがそういうことです。ただ、この中に減免料金が約400万円あるわけでありまして。子どもたちとかあるいは教育関係の部分とかでは相当減免しておりますのでこれが約400万円ございます。

それから天然芝と人工芝の件です。いろいろ検討させていただきましたが、全員協議会の際にもちょっと申し上げましたけれども、管理で約800万円。その刃がどうだという部分はちょっとそこまでは私どもが計算していないと思っておりますけれども、ただ利用日数が非常に限られるということでもあります。ちょっと雨が降ってグラウンドの状態が若干思わしくないということになりますと、もう天然芝はなかなかそこに入ってスパイクでというようなこと

ができ得ませんので、そういう部分から考えていきますと、初期投資は人工芝の方が相当かかりますけれども、10年、15年あるいは20年という単位で見ると人工芝の方がいいのではないかということで、一応原則的に人工芝という思いで先般のご説明は申し上げたところであります。

なお、移動型マウンド等も検討しておりますので、野球でないときはマウンドを撤去してフラットにして他の例えばお年寄りの皆さんがグランドゴルフですか、そういうことにも当然、距離的やホール数がどうだかわかりませんが使えるわけですし、いろいろの面で使えるように利便性は持たせていきたいと。そして少年野球をここでやるという場合には、少年野球用の移動マウンドでやらせていただく。ですから100メートルといえますと少年野球としては広いわけで、あれは70メートルです。そのところには仮設のネットを設けて少年野球専用の大会。これもベースボールマガジン社のスポーツライターの方からご提言いただきました。それをやれば全国で初の少年野球専用の球場ということができる。

ですから、そういうことで、そうお金がかかることではありませんので、そういうこともアピールしてはどうかとかいろいろご提言をいただいておりますので、これを実施設計の中できちんと具現化して、そしてまた皆さん方からご判断をいただきたいと思っております。

3 スキー観光について

スキー観光であります、100周年ということの中で議員おっしゃっていただいたように特別補助1,000円を増加させていただきました。これによって購入者が増加をした。です、若干は増えたわけでありましてけれども、これを例えばもう1,000円補助額を増にしたからどれだけ増えるかというのは、ちょっとまだ私もそこまでは考えてはおりませんでした。とりあえず100周年ということとそのイベントの一環としての1,000円の補助増ということでありまして。

いずれにしてもやはり地元の子供たちがスキー場を本当に利用する、そしてスキーを楽しむということがまず根づかなければ、なかなかやはりセルデン町のようなことにはいかならうと。それからスキーだけでない楽しみ、これもきちんとやはり考えていかないと、ただ、ただスキーに乗って滑って帰る、あるいは一泊して帰るということだけでは、利用者も伸びもこれだけ人口が減っておりますのでそう期待はできないと思っております。

スキーのリフト券の購入者数の内訳でありますけれども、購入率で小学生がおおよそ36から40パーセントであります。中学生が32パーセントから34パーセント。36から40に、32から34に上昇したということでありまして。これは確か1,000円の補助増の部分が影響しているのだと思っております。

やはりこれだけのスキー場もあり、そして市のいろいろ申し上げましても観光客数ではダントツのスキー場関係、スキー関係の産業でありますから、とにかくこの振興をどう図っていくかということは本当に大きな課題でありますし、社会教育これと連携してのジュニア育成、これもやはり相当支援をまた考えていかなければならないと思っております。

泉田知事もちょっとおっしゃっていましたが、学生にスポーツとしてスキーを位置づける。

ですので、学校の授業の中でももう少しスキー授業を増やせないのか、こういうことは泉田知事は私の方から県の教育委員会にいろいろお願いしますというようなことは言っていたのですが、本当に言ったかどうかまだわかりません。ですから、これはまたもし必要であれば教育長の方から、授業としてのスキーの考え方等ですね、もし、必要であれば答弁をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議員がご提言いただいたそのサービスの集約を市役所でというのが、ちょっと私が意味合いがわからなかったものですから、後ほどまた100パーセント再質問するそうでもありますのでその中でご指摘をいただければと思っているところであります。以上であります。

消 防 長 1 消防小屋について

それでは消防小屋の修繕の関係であります、私の方からお答え申し上げます。消防小屋、各集落に必ず一つずつということであります。これは余計な話ですが、昔は区有林を売り払ってそしてポンプを入れかえたり、あるいは消防小屋を建て替えたりということであります。町になりそして消防本部ができてから一組になり、そして今、市ということで市の財産で取り扱っておりますが、常備消防ができてからは私どもが管理をさせていただいていると。そんな関係で多少修繕の方も行き届いているのかなとそんな気がしております。

ちなみに平成22年度であります、本署管内のデータによりますと16棟修繕をさせていただいた。そして金額の方が約180万円でありました。それと大和分署のエリアであります6棟、約71万円ほどであります。その他消防団員自ら屋根を塗料で塗るとかという、その塗料代が本署は8万5,000円ほど、大和が2万円ほどであります。そんなことで私どもの方で消防団員共々、維持管理をさせていただいている。以上でございます。

塩谷寿雄君 1 消防小屋について

消防小屋について再質問させていただきます。今ほど言われて対応はしているということで非常にありがたいと思うのですけれども、今私が壇上で申し上げた例えば豪雪のときに屋根に上がらなければいけない。非常に築年数も経っていて怖いという声があるのですよ。そうしたときにいろいろそういった声の中で対応はしているとは思いますが、実際にその人たちが上がったり、消防署の職員さんたちが上がったりして確かめているわけではないと思うのです。外観とかは見るかもしれないのですけれども、そういう声があるということをお伝えしておきます。

それと去年六日町の4分団2部ですか、まるっきり建て替え、築が新築みたいに書かれていたのが1個ありますよね。4分団2部ですよ、新しく建て替えていたところ。これはやはり築年数が経ってのことなのか、またその土地関係は私有地であったり個人のものであったり、またその行政区のものであったりいろいろするわけですが、こういったことでそういうふうになっているか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

市 長 1 消防小屋について

質問案件がちょっと細部にわたっておりますので、消防長に。

消 防 長 1 消防小屋について

今の4分団2部ということであります。実は四十日地内の消防小屋であります。道路が県道欠ノ上五日町線の道路改良でうちの消防小屋がそこへ移転を求められまして、そして2年がかりで私どもが工事をさせていただいた。木造の消防小屋の方からあそこは軽積載車が入っております。もちろん鉄骨のアーチ型であります。少し前の場所から見れば多少移動してありますが、区有地の方へ移動させていただいた。昔の消防小屋の下にも貯水槽がありました。そして火の見もありました。全部一度に補償をさせていただいて、もちろん減耗はありますが県の方から補償いただいた。そして貯水槽の方は国の補助金をちょうだいして、そして数十メートル離れた新しい場所の区有地に新たにつくらせていただいた。以上でございます。

それと要はこの冬、大変な豪雪でありましたが、特に1月31日、市が豪雪対策本部を立ち上げたあの周辺から2月の10日ごろにかけて、私どもの方は職員を全部予防の立入検査をストップさせて、職員総出で管内を調べました。どうも消防団員では無理だということは私どもの方で屋根にかけ上がって、そして除雪をしたということであります。鉄骨のアーチ型ですとよほどすばらしい管理をしていないと、なかなかあの今年の寒さであるとやはり落ちませんでした。そんなところで危険防止のために私どもの方の職員の方でおろしたというのが実情であります。以上です。

塩谷寿雄君 1 消防小屋について

わかりました。本当に消防団の皆様が災害があったときには地域を守ることですぐ出なければいけない。本当にこの1月の豪雪ですと雪をおろすのも、消防小屋のシャッターの前も、除雪をしなければいけないのだけれども、24時間四六時中降っていたわけですからなかなかできないところもあったと思います。そういった中で消防小屋の前は消雪パイプを入れるなり、すぐ出られるような、あとその建物に関しましてはよく見ていただいて、やはり消防団員が危険な目に遭ってもいけないわけですので、しっかりとした対応をこれからもして行っていただきたいと思います。1番は以上で終わらせていただきます。

2 大原運動公園の整備建設について

2番大原運動公園整備につきまして再質問をさせていただきます。市長も今、地元で経済効果のある整備を進めていくということで、こちらで対応できない部分がどこにあるのか調査をするということでその分はよろしくお願ひしたいと思ひます。全国一番とさっき市長が言ったではないですか、子供の球場をつくったとき。それはやはり一番というのは、俺もすごい一番いい響きだと思ひます。注目も浴びると思ひます。テニスコートもすごく整備されていて、本当に自分の市にあれほどのテニスコートがある、すばらしい自慢できるものだと思っております。

そういった中で先ほど言われたように、整備の中で宿泊数を上げるにはどういったまたスポーツを置けばいいのかとか、それは大原だけに限らずかもしれないが、いろいろまたそういう調査をしていただければありがたいと思ひます。本当に市民のスポーツ向上、泊まり客も増えて、お金も、流動交流人口が増えるなんてことは最高だと思ひますので、や

っていつてもらいたいと思います。

ランニングコストのことで市長も今おっしゃっていただきましたけれども、本当に今建設をされてもさほど上がらないという人工芝でということなので、その分は全然何かあんまり。結構市民の方はそこを心配されている方が多いと思うのですけれども、本当に全員協議会で言ったとおり、今も市長答弁があったとおり、ランニングコストが余り上がらないのであれば、さほど心配する面がないのかなと思います。

それと本当に2次工事だけはつくるのであれば、やはり1回つくったけれどもここをちょっと失敗したのでまた手直しをするということだけは、ぜひ、やめてもらいたいと思うのです。つくるに当たってバリアフリーに、本当に障がい者、子どもからお年寄りまで観戦したり行きやすい設備をしてもらいたいと思います。今泉博物館をこれからやると思うのですけれども、そういったつくるに当たり各障がい者の方なり、そういう設計上のことの図面だけではなく使いやすいという立場の中で、そういう人たちに声をかけていくというのはいかなものか見解を問いたいと思います。

市長 2 大原運動公園の整備建設について

お答えいたします。このランニングコストにつきましては先般の協議会で申し上げた、今の段階ですとそう多くの部分が発生することではありません。ただ、100パーセントこうだということはもう少し申し上げられない。大体今想定するところでは野球場、サッカーコート等でランニングコスト的に増えていくのは300万円から500万円がアップだろうという思いですけれども、これは100パーセントではありませんので大体そういう方向。

そして一番問題になるのは、人工芝が大体10年という話があります。これもちょっと協議会のときに申し上げたと思うのですけれども、頻繁に使う部分はやはり薄くなったりそういう部分が出ますから、では部分的に張りかえられるのか。これは幾らでも可能だということですから、例えば今3億円かけてやった、それを10年経ったからあそこが傷んだから全面張りかえしなければならないということにはならないそうです。そうしますと10年後に3億円だとか、いや20年後に5億円だとかという話はやはり出てこないわけであります。そういう部分的な修理で対応ができるということですので、極力ランニングコストは上げないような方向。

ようやく今度は、これをもし6月で議決いただければ、ネーミングライツこれに本格的に取り組まなければなりません。野球場一つ、サッカーコート一つ、テニスコート一つでいくのか、大原運動公園全体をネーミングライツをかけるのか。この辺も協議をしながら、なるべく命名権料をいっぱいいただけるようなことを考えていきたいのですけれども、これもまだ今まで決定したという事項ではありませんでしたので控えておりましたけれども、そろそろやはり候補者もちょっと打診をしたりそういうことをやっていかなければならないと思っております。

手直しは本当に。ですので、設計施工の際に地元の皆さん方に、後になってからこれであったということでは絶対もう、いわゆるやり直しはきかないことですから、慎重にかつ積極

的に考えてくださいということは申し上げております。規模やそういうことにしましても、やはり後ほど、それは100年もあとは別ですけれども、3年や5年でああ、ああすればよかった、こうすればよかったということには絶対ならないように、きちんと詰めながらやっていきたいと思っております。

バリアフリーは今本当にそういうことですから、例えば障がい者のスポーツ大会をそこでやることだってできるわけですし、観戦する際にも車椅子でもそういう皆さん方でも本当にスムーズに観覧席といいますかそういうスタンドの方にも行けるとか、そういうことはきちんと配慮しながら設計に取り組んでいきたいと思っております。

塩谷寿雄君 2 大原運動公園の整備建設について

本当に地元がこの経済効果が落ちれば、市民手づくり球場だと思しますので、やっていていただきたいと思えます。

3 スキー観光について

次のスキー観光に移らせていただきます。その1,000円、パス券で今回下げたの人数増加かどうかわかりませんが、ずっと下がりつづけてきている中で今回は人数が上がったわけでありまして。市長も先ほどから申されているとおり地元の子どもたちが滑らなければ、とおっしゃっております。そうした中で例えばあと半額にするとか、3,000円補助するとか、これはそこに対して金額がもし上がったとすれば、うれしい私は金額だと思うのですが、そこで伸びがすごく上がった場合、実験的なものなのかもしれませんが、うれしい金額だと思えますが、その辺市長いかがお考えでしょうか。

市長 3 スキー観光について

補助があった、ないにかかわらず、とにかく利用者が伸びるということはいずれのことです。補助金が増えたから例えばずっと上がったと。恒久的にそれをやっていかなければならないということになりますと、ちょっとやはりどうすればいいのだろうということは躊躇せざるを得ません。一時的な効果をねらってやるということであれば、例えば半額だとかということが不可能なことではありませんけれども、もうずっとそうやっていくのだということになりますと、やはり他とのいろいろの比較の部分もありますので、その辺は慎重に考えていかなければなりません。そういうことも含めて何せまずは地元の皆さんから乗ってもらおう。そして、やはりお客さんがいっぱい来ていただくということを、トータル的に考えていきたいと思っております。

残念なことはやはり、リフト会社の皆さん方が一応善意で始めた部分が、ちょっといろいろトラブルがあって、一切今リフト会社の関係の方ではそのことにはタッチしないと言われておりますので、これがうまくまた考え直していただいて、不正防止等がきちんとなっていていただければ、これはまた大きな効果になるのだろうと思っております。また、関係なさっている議員の皆さん方からいろいろ知恵を拝借したいと思っております。

塩谷寿雄君 3 スキー観光について

先ほど市長がちょっとわからないと言った件ですけれども、そのパス券に対してスポパラ

でやっているような、スポーツパラダイスに入るといろいろな何かサービスが受けられるのです。店とかで、ワンドリンクサービスとか、どこかの飲食店に行ったときとか、他のサービスもあるのですが、そういった中で先ほど言ったのは中之島では有志の方が何人かで、パス券を持っていればランチを小学生には500円で食べさせるというようなことも行っているのですけれども、そういったことを市が集約して。例えばスキー場関係だけではないと思います。その券を持っていれば例えば六日町の町中でもそういう飲食店もあるかもしれませんが、そういったパス券にサービスをくっつける集約というか呼びかけというか、それを市の方でやっていただければよろしいかなと思いますが、その点についてお伺いいたします。

市長 3 スキー観光について

呼びかけをしてということであれば、これは即可能であります。その割引分を市が負担するということであれば、呼びかけやそういう部分については、これは商工観光の方でこれはやれると思いますが。担当部長、ちょっとやれるかやれないか答弁してください。

産業振興部長 3 スキー観光について

ただいまのご質問でございますけれども、確かにそうなりますとそれに賛同してくれる事業所といますか、方たちにまず呼びかけをしなければいけないという部分がございます。また、その財源的な部分、実は天地人のときでございますけれども、駅前商店街の皆さん方にそのようなことをつくったチラシをつくれないうようなこともございました。なかなかそのような中では非常にやはり事業者の団体の総意が得られなかったというようなことで、非常に難しかった記憶がございます。

ですので、やり方にもあるかと思えますけれども、この部分に今、中之島地区ですかやっておられるようなノウハウをもしいただけるものであれば、その辺をひとつ検討しながらちょっと進めてみたいというふうに考えております。

塩谷寿雄君 3 スキー観光について

その補助を、まけた分、補助を市からくれということでは全くないのです。本当にお金のかかるスポーツなので、その500円ランチをされている方は自分の利益を削って地域の子どもたちに、ぜひスキーをやらせよう。その保護者がお金を出すことを安くスキーをやらせようと思ってやっています。そういうことをやはり市の方で促進していただければありがたいと本当に思っております。

それと宿泊状況を先ほど壇上でお話したのですけれども、今日、課長からもいただきました宿泊数、市内の宿泊数という中で大きいところはデータをとっていると。あとは推計でやっているということで年間60何万人でしたか・・・だったのですけれども、そういった中で推計ではなくやはり足を使って、地元の旅館なり小さい民宿でもあります。そういうところに市役所の人が行くのか、そのまた下の、この間も市長がおっしゃっていたとおり丸山スキー観光協会、上越国際観光スキー協会、そういう協会にお願いして集約していただくのか、しっかりした把握をやはり市ではするべきではないかなと私は思います。この観光という面はスキーだけでもないとは思いますが、やはりスキーがかなり大多数を冬は占め

ているわけでありますので、そういったことを全部精査して、また翌年の観光につなげていってほしいと思います。最後に市長、そちらをお伺いしたいと思います。

市 長 3 スキー観光について

議員から資料提供の要望もあって出したものが、平成19年度は宿泊者数が市内ですけれども70万2,000強、20年度が68万1,000強、21年度が66万7,000強、21年度は天地人のあった年ではありますが、減っているのです。なぜかというやはりスキー、この年は冬が少雪でスキー客が落ち込んだ。天地人で増えた分以上にスキー客が落ち込んだということであります。そういう傾向であります。

そこで、この推計につきまして、市内の宿泊できる施設全部を綿密に調査しろということにはちょっと無理であります。と申しますのは、1軒1軒に回って、お宅は今年何人のあれがあってこれがあってと、それを全部聞きとるということにしても、それはやはり100パーセントの協力は得られないと思います。抽出的にやっをお願いしても、回答を一切してこない方もいらっしゃると思いますので、これはちょっと無理だと思うのです。営業内容にもかかわることですし、会社なり運営している方のまさに個人情報的な部分も出てきますので。これはちょっと無理なので、100パーセント正確な数字ではありませんけれども、今のところはこういう方法。あともう少し小まめといいますか、対象範囲を広げるというようなことは、それはできなくはありませんけれども、非常に難しいことではあります。これを全部やれるということはちょっと申し上げられませんが、いずれにしてもこういうデータを生かしながらやっていくということは、議員おっしゃるとおりでありますので、これらを参考にしていればどういう対応をとるか、いろいろ考えていかなければならない。

先般、県の観光課の方で、新潟県に訪れていただいた皆さん2万人ぐらいからでしたが、アンケートといいますが調査をさせていただいて、残念ながらあれは温泉ということでありました。六日町温泉がベスト5には入ってはいないのですけれども、20代から30代の女性からは人気度1位という部分も出ております。やはりそういう部分がどこにあるかということを中心に調査をして、それをうまく生かして市内全域にやはりそういうこともやっていくというようなことはやっていく。もう一つ3位は何だったか・・・友だちと来るというのがやはり全県下で3番目で、1番はさっき言ったように若い皆さんはトップなのです。ですので、そういうことをうまく生かしながら、次のまた観光振興施策に結びつけていきたいと思っております。

議 長 質問順位17番、議席番号3番・鈴木 一君。

鈴木 一君 歩む会も段々大物が登壇してまいります。昨日の初切から始まりましてさしずめ私は露払いか太刀持ちかというところであります。通告にしたがいまして3点ほど質問をさせていただきます。

1 降雪時JRの度重なる運休を解消すべきではないか

降雪時JRの度重なる運休を解消すべきではないか。私の地区のみならず上越線沿線の保護者からの要望もたくさんあります。雪国の公共交通機関でもあるJRが降雪のたび運休

となるのは、通勤通学の利用者あるいは家族に多大な迷惑をかけている。雪国で雪が降るのは当たり前のことである。そのたび運休となり家族が送迎をしている。このような状況を解消するには近隣市町村と連携し、早期解決をすべくＪＲへの強い働きかけが必要ではないかと考えます。六日町高校、八海高校では十数年間、夕方６時代の下り電車の増発を要望していますが、いまだＪＲからのよい回答が得られていません。ＪＲの対応は非常によくありません。電車の運休時、湯沢から浦佐や堀之内の高校まで送迎するとなれば１時間以上かかります。送迎できる家庭はまだよいが、できない家庭は休校せざるを得ません。また冬期間のスキー客の湯沢までの足ともなっております。

我々が高校通学のころ、その当時は国鉄でありましたが、３年間、降雪でバスが動かなくても電車が動かなかったことはありません。国鉄でよかったのか悪かったのかということはこちらで論ずるつもりはありません。国鉄マンとしてのプライドがあったのだらうと思っています。今はどうか。利益だけを求め無人駅の問題、あるいはガーラのスキー場の安売りの実態、ＪＲマンとしてのプライドはどんなのだという憤りを感じています。

雪が降れば必ず電車が止まる。晴天のときは除雪でまた止まる。これでは公共交通機関としての体をなしていません。冬期間、県や市では昼夜を問わず道路の除雪により通行確保に努めているし、今年度雪崩以外で通行止めになったことがないはずであります。私のような愛煙家にとってはＪＲに対して強い憤りを感じます。

ＪＲ東日本単体決算で２００９年度純利益１，７８３億円だそうです。国民の犠牲の上に立った利益ではないかと思っています。無人駅のこと大きな問題と考えていますが、このようなことからやはり民間での要望には限界があります。当市で近隣市町村と連携しＪＲへ強く要望すべきと思いますが、市の考え方を伺いたいと思います。

２ 災害に強いまちづくりのための個人住宅の耐震診断・改修が遅れているが、支援・啓発がたりないのではないかと

次２点目、災害に強いまちづくりのための個人住宅の耐震診断・耐震改修が遅れているが、支援・啓発が足りないのではないかと。

耐震診断については補助金を計上し、地元建築士会とも連携し啓発もしているが、いまだに認識は薄いと思っています。また耐震改修についても、市としての予算計上をしているのに利用者が少ない。改修については費用面でも相当な額になるはずで、簡単に踏み切れません。改修について補助額の増と啓発に努めるべきと思いますが、市の考え方はどうか。

近年の２度にわたる地震で当市は大きな被害がなかったことは、耐震に対する考え方に被災地との大きな格差があります。六日町断層等のこの地区にも決して大きな地震が来ないとも言いきれません。ニュージーランドでの地震による建物被害が人命にいかにも大きな被害を与えるのか記憶に新しいはずです。

２００５年姉齒建築士による構造計算書の耐震偽装問題以前の木造住宅については、建築基準もそれほど厳しくありませんでしたが、建築基準法のたび重なる改正、建築主事の確認審査も一字一句審査することになり、偽装は難しくなりました。

余談になりますが国家資格をとった者が設計したものに、一々チェックをするのはいかなものかとは思っています。それほど厳しいチェックをしておきながら県は全く責任をとらないのは、当市でも経験済みのはずです。我々の失敗は我々がとることになっているわけです。禁固刑も科せられるようになりました。よって、厳しくやらなくてもいいのではないかと嘆いています。

以前は確認申請さえとってもらえばいいという風潮でしたが、今は工事写真、完了検査の徹底ということでごまかしはできなくなりましたが、以前の建物を見ると耐震壁のない建物、1階入り口部分シャッターだけの建物、間違いなく大きな地震で倒壊するはずです。災害に強いまちづくりという観点からも、まずは耐震診断について啓発していくべきだと思いますし、費用的にも市の補助を考えればそれほど高いものではありません。将来的には車庫や作業所等にも波及させていくべきだと思います。なぜならそういう木造建築物が一番倒壊しやすい構造です。

耐震改修については住宅を丸裸にして工事をするわけですから、費用も相当かかります。その結果、改修補助の利用者がたった1軒だったのも理解できます。50万円の補助ではなかなか踏み切れないはずで、補助額を増やすことと、確認申請が市役所経由なので、増改築の確認申請時、担当者がこういう補助がありますよとかというような働きかけも必要だと考えています。そういう啓発、市の助成額増についての市の考え方を伺いたいと思います。

3 魚沼産米の品質向上のためにも色彩選別機の導入に補助を出すべきではないか

次に3番目、魚沼産米の品質向上のためにも色彩選別機の導入に補助金を出すべきではないか。

魚沼産というブランドに胡座をかいて、他地区の追随を許すことのないよう品質管理を徹底すべきであり、中核大規模農家への色彩選別機の導入の推奨と要望があるが、購入時の補助を考えるべきだと思うが市の考え方を伺いたい。

世界では将来の食料不足を見越し国外へ農地を求めて開拓をしています。電化製品のような文明の利器がなくとも食糧があれば人間は生きていくことができます。市長も常に言っておられる農業の衰退は国の衰退だという言葉どおり、史実においても実証済みです。これらは食料自給率の向上のための方策も必要と考えますが、農業に対する状況は決してよくありません。

昨年10月歩む会で米の販売額100億円という北海道きたそらち農協へ視察に行っていました。組合長は魚沼産の中心地からの来訪ということで、大変恐縮していましたが、きたそらち農協での取り組みを熱く語っていただいたことに、魚沼の地も安閑としていられないという強い思いをして帰ってまいりました。徹底した食味検査、色彩選別をやる気のある農家、ない農家により、種籾配分をやっていること。大物の熱い思いが伝わってきました。このことを地元J Aで話をしましたら「北海道の米はまずいんだんがない」と一蹴されましたが、情けなくなったり頭にきたり、これでは他地区に追い越されてもしょうがないかと

も感じてきました。まずは担当者の意識改革も必要だろうと感じました。

1月の産業建設委員会で2JAから参考人として出席いただいた際、参考人からの要望として色彩選別機導入の際、補助をお願いしたいとの意見がありました。現在で価格は200万円から300万円くらいだそうです。徹底した品質管理のためにも地元農業者の意識改革のためにも導入は必要で、市の考え方を伺いたいと思います。JA担当者の意識改革というのは理事や総代にお任せします。以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の開会は1時ちょうどといたします。
(午前11時46分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時00分)

市 長 鈴木議員の質問にお答え申し上げます。

1 降雪時JRの度重なる運休を解消すべきではないか

JRの度重なる降雪時の運休の件であります。私どもJRの要望につきましては、新潟県の交通政策局で沿線市町村の要望を取りまとめまして、県知事とそれから県の鉄道整備促進協議会、これは県知事が代表であります、の連盟でJR東日本社長あてに「利便性の向上に関する要望書」として毎年上げているところであります。

豪雪の件でありますけれども、今年も本当に度々運休いたしました。通勤、通学、通院こういう利用者に非常に迷惑がかかったわけでありまして、以前から雪が降りますとこういう状況が続いておりましたので、恒久的な課題として只見線、信越本線、飯山線この関係市町村から特に冬期間の運行確保と要望をあげていただいておりますが、私たちの市がこれまでこの中に要望としては我々の名前があがってはおらなかったわけでありまして。

そしてJRの方からは冬期間の運行確保に関しての回答としますと、一番として県内は有数な豪雪地帯もあり列車の安全・安定輸送の確保に最新の注意を行っている。

それから雪崩防止等のために定期巡回を行い、必要な除雪対策を行っている他、必要なところはハード対策として雪崩防止柵、スノーシェッド等を設置している。

安全性の確保として除雪体制の確保のため投排雪用機器を導入し必要に応じて人力で除雪を行って運行の確保に努めている。

代行バスについては、可能な限り代行輸送に努めているが、道路が先に止まるケースもあり、利用者に満足いただける形となっていないができるだけ細やかに対応していきたい。

運行情報提供については、マスコミ、インターネット等で行っていますけれども、今後ともできる限り駅に来る前に情報が入るように努めたいという、こういう大体判で押したような回答でありました。

議員ご指摘のようにこの本年の現状、本当にちょっとひどかったという、どことは申し上げませんが同じような鉄道を運営している会社からも、JRは度々止まるけれど

も、子どもはほとんど止まりません、というようなお話もいただいたのですが、ほくほく線が動いているのにJRが止まっているといった状況がありましたので、とても回答どおりとは思えない状況であります。ご提案のとおりこの機会に沿線市町と連携して、またさらにきちんとした陳情を行っていきたいと考えております。

平成22年度の要望事項を、子どもが何を上げたかと言いますと、継続7件、新規2件です。上越新幹線の下り8時51分発を8時30分前後に修改正。これは北里、国際大学、国際情報関係関連の通学通勤。これに別に市と国際情報それから北里の連名で独自要望も上げております。これは確か要望がこういう方向に動いたと思っております。

それからスキー切符の復活、浦佐から東京間の往復割引切符の発売、特急はくたかの六日町停車増、ほくほく線の石打、大沢、上国スキー場前、塩沢駅の全列車停車。それから六日町駅地下水の節約管理、首都圏からの新幹線発増、五日町駅のトイレ利用、駐輪場の設置、五日町踏切、排水路の草刈、土砂撤去、この2件は新規ということで、ずっとこういうことで要望を上げてきておりますが、先ほども議員がおっしゃっていただいたように石打、大沢、上国、塩沢これのほくほく線の停車もまだなかなかかかっていないということでありまして、非常に歯がゆい思いをしているところであります。先ほど申し上げましたように、またちょっと県ともきちんとして連絡をとって、陳情を強めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2 災害に強いまちづくりのための個人住宅の耐震診断・改修が遅れているが、支援・啓発がたりないのではないか

個人住宅の耐震診断・改修の件であります。ニュージーランドのクライストチャーチが大変な惨状でありまして、日本人の皆さん方も28名でしょうか、今、行方のわからない方、あるいは死亡が確認された方がおりまして、本当に心からご冥福とお見舞いを申し上げたいと思っております。

平成18年1月26日に改正されました、これは議員が当然ご承知でありますけれども「建築物の耐震改修の促進に関する法律」これによりまして、都道府県にあっては策定義務、市町村にあっては努力義務が、この「耐震改修促進計画」というものが課せられたところでもあります。また、促進計画がないと国費の補助事業を導入することができないために、南魚沼市では平成20年3月にこの策定を行わせていただいて、他の自治体に後れをとることなく耐震診断に対する支援を平成18年度から、改修に対する支援を平成22年から開始しているところであります。

議員おっしゃったように改修については、22年今年度が初めてでありまして1件だけでありました。市内の住宅の耐震化率につきまして、平成15年時では69パーセントでありました。平成22年度末、これは78パーセントくらいになるだろうというふうに推計をされております。この向上は建物の老朽化による建てかえによるものが一番だというふうに思っております。

診断の支援は74戸ございましたし、改修は先ほど触れましたように1件ということで

あります。これもまた啓発の件ですけれども、議員ご指摘いただきましたとおり私たちの市は建築基準法に基づく特定行政庁ではないために、新潟県建築士会南魚沼支部の皆様方の全面協力をいただきながらこの事業を展開しているところであります。

啓発につきましては、事業開始時から毎年広報に事業内容を年2～3回掲載をさせていただいたり、あるいは市のホームページに事業内容の掲載、そして産業まつり会場にて耐震に関する相談ブースを設けるなど努力してきましたが、ご指摘のように支援戸数、実施戸数が向上していない現状であります。

いろいろ、私たちの市ばかりでなくて、県内の同様なこういう制度を設けているところも調べてみましたけれども、やはり新潟県の耐震促進協議会これにおいても大きな課題となっております。啓発普及部会を設けて調査検討している段階であります。これまでの市民の皆さんからの相談等の中から推察するに、中越大地震それから中越沖地震の中でも市内では大きな建物被害が余りなかったという。それから高齢者世帯等において、診断したことによる不安増大の危惧、次世代のいる家庭におきましては、既存住宅が既に30年以上経過して、耐震改修するよりも新築を望んでいるという部分。豪雪地帯特有の建築様式でありまして構造部材の断面が非常に大きくて、実質的被害が先の大きな震災であっても被害がなかったということが考えられるということでありまして。これは特別アンケートしてとったとかではございません。

そうは申し上げましても、啓発普及のあり方についてはこれからも十分検討していかなければならないと思っております。

補助の額であります。今、県内における支援額は柏崎市の100万円が最高額であります。十日町市・見附市が45万円が最低額であります。南魚沼市は1戸当たり65万円の補助額であります。これは大体県内で30のうちの23市町村が実施しておりますがこの中の平均的な額であります。

国の方からは国もこの「災害に強い町(国)づくり」これを推進しておりますけれども、国からの支援は耐震診断に当たっては補助率3分の1であります。改修に当たっては45パーセントとなっております。補助率のかさ上げ等制度拡充を国に要望していかなければなりませんし、この事業における市民の動向、あるいは県内市町村の動向を見ながら検討してはまいりたいと思っております。

今ここですぐに支援額を例えば100万円に増やすとしても、そう急にどうも上がるものではないと思っておりますので、それらの対策をある程度講じた上でまた新たな支援を増やすということであれば、それは増やしていかなければならないと思っておりますが、とりあえず今ここですぐに支援額を増やそうということは考えておりません。

先ほど触れました23市町村がこの実施をしておりますけれども、65万円限度が12市町村、65万円以上が6市町村、これは柏崎・刈羽・出雲崎・長岡・妙高・魚沼であります。65万円以下が新潟市・十日町・見附・燕・五泉ということでありまして。そしてこれはちょっと当てはまるかどうかわかりませんが、耐震改修に要する1件当たりの

費用が全国平均は150万円といわれているそうですが、確か私どものところは、どの程度のことになるかは別にして150万円ではどうも済まないだろうなと思っております。

例えば今当面のことといたしまして、この耐震改修で65万円、リフォームで10万円、それから南魚沼産材の杉、これは額がありますからあれですけども、これは50万円という制度を設けてありますので、これがうまく組み合わせができるのかな・・・それをうまく組み合わせれば120～130万円ということになるのだけでも、可能か・・・(「国の補助で出ているのでダブリはだめです」の声あり)ダブリはだめだそうです。ちょっとできればダブリでもと思いますが、これはまた国との折衝等も含めて議員のおっしゃるように、一日も早くそういうことがどんどん進めばいいわけでありますので、考えていかなければならないと思っております。

3 魚沼産米の品質向上のためにも色彩選別機の導入に補助を出すべきではないか

3番目の色彩選別機であります。これは今現在21年度にこの南魚沼市の中で国の補正予算で認定農業者を対象とした食料供給力向上緊急機械リース支援事業によりまして、機械購入の2分の1を補助しました。リースしている色彩選別機が市内に36台導入をされております。この補助事業が現在は終了したということであります。

また、本年度は新潟県農林水産業総合振興事業として新潟米ブランド力強化推進のためにJAしおざわに精米施設と色彩選別機が導入をされたところであります。魚沼みなみの方はもう既に導入しております。両JAでは色彩選別について、ある程度まとまれば個人で持ち込まれた米についても利用料金制度によって受け入れてはおります。

これからやはり産地間競争を勝ち抜いていかなければならないわけでありますので、米の販売のときの品質等の程度を底上げしていくということになりますと、やはり大変意義のあることだとは思っております。

今は残念ながら、申し上げましたようにこれを導入できる国県の補助制度はなくなっておりますが、ただ一つ先ほど触れました県の新潟県農林水産業総合振興事業、それから国の助成制度の地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、あるいはスーパーL資金こういう制度で借入れや資金支援はありますけれども、その採択が非常に規模の拡大だとか、新規就農だとか、経営内容の改善とかハードルが非常に高いというのが現実であります。

これからいろいろ考えていながら、ブランド米としての認知度ももっとも上げていけるようなことは考えていかなければならないと思っておりますので、とりあえずは県、国の方にこの制度の、一義的にはさっきの補正予算でありました緊急機械リースとかそういうことの復活等も含めて働きかけをしていきたいと思っております。今、ちょっと私がまだこれで、例えばこれを補助するとした場合、どの程度のご要望があるのかというのをちょっと把握しておりませんので、それらも調査した上で必要とあらばまた何らかの形を、協議を始めなければならない、農協さん等も含めてですね、とは思っておりますけれども、とりあえずのところは、今、状況としてそんな状況でありますのでよろしくお願いを申し上

げます。以上であります。

鈴木 一君 1 降雪時JRの度重なる運休を解消すべきではないか

明快なる答弁をいただきまして、再質問をなるべくしないようにしようと思っておりますが、1番については、多分40年前我々も、ここに出席のひな壇にいられる方も、多分3年間電車が止まったということはほとんどなかったのだらうと。そういう体制を作れば幾らでも電車は多分通せるのだらうと。機械もよくなっているわけでありまして、雪崩防止といいながらもやはりそれだって以前よりは改良されているわけだと思っております。極力運休のないような体制づくりを強い要望を上げていただきたいと思いますと思ひまして、1番目は終わります。

2 災害に強いまちづくりのための個人住宅の耐震診断・改修が遅れているが、支援・啓発がたりないのではないか

2番ですが、南魚沼産材の利用においては、一般の材木を使う場合よりもコスト高だという試算をしていただいたそうなので、50万円を補助すればペイができるという話であります。ならば耐震改修がこの地区は一般的に大体どの程度、平均的な家にかかるのか。市長さっき全国的には150万円と言っていますけれども、そういう試算の上で大体これぐらいの補助がいいのか。私、ちょっと金額を間違えてすみませんでしたが65万円といえればかなりいい数字ですが、ただ、この地区でどの程度リフォームするのにかかるのか。60坪ぐらいの家で大体どのくらいかかるのか。ある程度市としての試算も必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

市長 2 災害に強いまちづくりのための個人住宅の耐震診断・改修が遅れているが、支援・啓発がたりないのではないか

まさにそれはそのとおりでありまして、私どももその試算は特に 私はまだそれはちょっと事務局から聞いておりません。それは特に調査はしていないでしょう。してありませんので、また改めて標準的な家屋で耐震補強した場合どの程度だというのは、また建築士会の皆さん方からもご協力いただきながら、ちょっとその数値を出してみ、改めてまた相談させていただきたいと思っております。

鈴木 一君 2 災害に強いまちづくりのための個人住宅の耐震診断・改修が遅れているが、支援・啓発がたりないのではないか

利用者がいないということでこの補助が絶えることのないように、私はこの2番目の質問についてはお願いをしておきたいと思ひます。また、何かいい補助があれば検討もお願いしておきたいと思ひます。

3 魚沼産米の品質向上のためにも色彩選別機の導入に補助を出すべきではないか

3番目ですが、政府もこの間テレビで20万トン、9番議員の方が、かの国、大国Cに輸出しようという発表もありまして、私はあの国を信用しているわけではありませんが、やはりその富裕層がなぜその米が欲しいのかということ、やはり安心・安全なものが欲しい、そういう富裕層がたくさんいるわけです。需要も相当あるわけですので、やはりそういう

ものやっけていくには、地元の米の品質向上のためにも、色彩選別機並びにいろいろのブランド力を上げるための食味計ですとか、もう必ずそういうものを通さなければ出荷できない、そういうような体制をつくってもらいたいと思っています。以上で終わります。

議長 質問順位18番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 一般質問を行います。

1 緊急情報の一斉伝達の充実を図れ

緊急情報の一斉伝達の充実を図れ、ということであります。連日報道されておりますニュージーランドの地震この悲惨な状況でありまして、外務省の発表によりますと今日現在7名の方の遺体が確認をされ、いまだ21名の若い皆さんの安否が不明。本当に心配の限りであります。そして国内においても宮崎県の新燃岳の噴火、あるいは全国各地で緊急かつ一刻を争うような災害が後を絶ちません。この中でどの災害にも共通をして言えることでもありますけれども、住民にとって災害発生時の状況、この情報不足とこの伝達の方法であります。今回のニュージーランドの地震に対しまして大きな問題になったのが、携帯電話の電池切れ、電源不足といわれました。被災者にとって被災の状況あるいは救助に携わる皆さんの声、あるいは肉親の声、これらが被災者にとって生の声を聞かれたらどれほど勇気づけられることでしょうか。まさに正確な情報が市民への提供、これは地震のみならず様々な災害、これにおいても重要な役割を担っているのではないかというふうに思っています。

国は国民、県は県民、市は市民、この生命財産を守っていくと、大事なことであろうかと思うわけでありまして。この情報伝達の手段として市では、市内18カ所の防災無線、そして学校あるいは地域開発センターこれらに非常あるいは緊急電話として指定をしてあります。これらとて数が限られているわけでありまして、これらの設備や市民の皆さん全体に情報を伝える、情報を知らしめる、こういう面ではいささか有効性に欠けるものだというふうに私は思っています。

市では「FMゆきぐに」と協定を結んで災害時に割り込み放送をする、とこういう協定があるわけでありまして、私はこのことを最大限にやはり利用すべきだというふうに思っています。昨年、民生委員さんあるいは行政区長さん等々に強制受信のできるFM専用ラジオを配布いたしました。市内全域で550台ほどだそうではありますが、これは一定の役割を果たす。しかし、まだまだ十分だとはいえない状況だと思います。十分だとはいえません。このラジオを使った訓練これらを実施したかどうか。あるいは点検や管理これらの検証をしてきたかということでもあります。幸いにも我が地方では中越沖地震以来大きな災害はありませんでした。しかし、このラジオを配置されている方々からの問題点、改善点の指摘等は受けなかったのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

そこで行政区長さんの多くの方々は任期が1年であります。そしてこれまた多くの市民の皆さんも、それらのところにFMラジオが配置をされているということを生じ上げないかたも大変おられると思うのでありますが、行政区長さんは他にまた仕事をお持ちであり

ます。それぞれの行政区内での情報伝達がきちんと確立されているかといえば、これまたいささか心もとないところもありますけれども、そういう伝達の方法がきちんと確立されていないということもあるでしょう。

私はよその自治体の例を挙げながら、我が市もそれに見習えというのは余り良としませんが、あえて言わせていただくなれば、十日町市では4年計画で市内全世帯にこの強制受信のできるラジオを配布いたします。来年度23年度7,000世帯に配布をしてすべての世帯に配布をし終わるそうでありまして、小千谷市につきましても、23年度来年度ですけれども町内会長さんを中心に約1,000世帯にこのラジオを配布するそうでありまして、24年度には残りの世帯、全世帯に1万2,000世帯だそうでありまして、このラジオを配布するようであります。

まさに先の震災を受けてこの被災地であるそれぞれの自治体が、この経験に学んで大きな投資をしているわけでありまして。どちらの市でも、こう言っては失礼であります。我が市同様、潤沢な予算、潤沢な財政の状況でありませんが、いろいろな資金を利用し財源を利用して差繰って市民への安全の提供であります。安全の投資であります。

十日町市で月1回市民の防災意識の向上を兼ねながらあるいはラジオの電池切れの確認をしながら、訓練を兼ねてその情報の提供をしているということもお聞きしました。一部の方からは毎月毎月なのでうるさいとか、わずらわしいとかという声もあるそうでありまして、やはりこれは万が一のことを考えるならば、このことを実施をしている意義は大変大きい、このようなことであります。我が南魚沼市でも大きな財政負担を生じるわけでありまして、年次的にでもこのラジオの台数を増やしていったらどうか、提案をするわけでありまして、いかがでございましょうか。

2 TPP交渉参加について

次に、TPP交渉参加についてであります。昨日、前者からのTPPの問題の質問がありました。私も全く重複するわけでありまして、答弁も大体もうわかりましたけれども、それはそれとして、私は私なりに心配をしていることでもありますのでお聞きをしたいと思っております。

菅総理はスイスで開かれた世界フォーラム臨時総会において講演をして、環太平洋経済連携協定、TPPでありますけれども、この交渉参加の結論を6月までに出すとこのようにしました。今でもそのような方向で進めているわけであります。

しかし、ここに来てにわかに政局が急展開をしまいいりました。その6月までに果たして菅政権が持つか、あるいは民主党政権が持つか、これは微妙な状況になってまいりました。それはそれとしてであります。政府は平成の開国と謳って、また、経済界では自由貿易の波に乗り遅れるなということを盛んにあおり立てているわけであります。

日本では既にご承知のように世界で最も開かれた農産物の純輸入国であります。そして食料自給率は先進国と比較して著しく低下をしているわけでありまして。関税の完全撤廃を目指すTPP、これを締結するならば我が国農業の壊滅的打撃を受けることは明らかであ

ります。そして昨日も議論があったわけでありますが、食料の需給率は14パーセントまで下がってしまうと、このように農水省は言っているわけであります。マスコミではことさら国益か農業保護かということを書いて、経済界と農業この対立ばかりをあおり立てていますけれども、TPPは農産物ばかりではない。皆さんはご存知だと思いますけれども24分野 金融、医療、労働、サービスあるいは公共調達にまで及ぶまで24分野の対象があるわけでありまして、他の産業への影響は余り報道されてはいません。論議も見えてきていません。関連産業や地域経済の雇用の縮小あるいは農業の持つ多面的機能、これら考えますところに、その打撃は極めて大きい。極めて打撃は大きいこのように思っています。

今、農民あるいは農業団体の皆さんはもちろんであります、全国96の消費者団体が構成する主婦連も、消費者にとっては食卓に直結する問題だと、重要な問題であると、このようにしてこぞって交渉参加反対の立場をとっているわけであります。12月議会におきまして全会一致で交渉参加反対の決議をし、それぞれの機関に上げたわけであります。常々南魚沼市の基幹産業である農業、このようにおっしゃっておられる市長であります、まさにTPP参加となれば農業のみならず、この地域に与える影響、負の影響ですね、この影響は計り知れないものがあると私は考えます。

市長の認識と今後の市長の行動。この今後の市長の行動というところに私は重点をおいて質問をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。このことを問いまして私の一般質問といたします。

市長 牛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 緊急情報の一斉伝達の充実を図れ

緊急情報の一斉伝達この体制の件であります。やはりおっしゃっていただいたように、災害時にとにかく情報を伝えるあるいは情報を収集すると、これは非常に大事なことでありますし、特に伝えることがまずは先決だと思っております。市民の皆さん方もテレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話、こういうことで気象情報をはじめとして被災地の被災の情報とかそういうことは、ここで大きな災害がなければある程度本当にスムーズにその情報は入手できる状況になっているわけであります。

市からの情報伝達手段につきましても、災害によつての停電、機械の故障、情報の集中これらで伝達がうまくいかないということが、過去の災害の中でやはり発生しているわけであります。特に、これはまだ市ではありませんでしたけれども、中越大震災の際には、私は六日町でありましたが、塩沢庁舎が倒壊したとか三国ダムが決壊したとかとそういう情報が乱れ飛んだわけであります。これらは本当に非常に、市民の皆さんというか住民の皆さんをある意味パニックに陥れる大変な誤情報、誤った情報です。なぜそういう発想になったのかというと、塩沢のことは後でお聞きしましたら、外にテントを張って災害対策本部を設けたのだそうです。そしたらもう塩沢庁舎が危ないのだと。危ないのがもう倒壊したとこういうことだったそうですし、ダムの方はやはり警戒はしなければならな

いわけです。そうしたらもう、大丈夫なのかがもう決壊をしたとこういう話になったということで、本当にこのことは、それを今度は我々が市民の皆さん方にそうではなくてこうだという、内部的にはそれはすぐ誤った情報だということはキャッチしましたけれども、それがよくいきます燎原の火のごとく広がったうわさに対して、打ち消すというのが簡単ではないわけでありましてこの辺が非常に問題点であろうと。情報伝達ということの他にもこういうことが非常に問題だと思っております。

今、22年度の市の総合防災訓練で緊急告知ラジオの試験放送を行いました。233行政区全部を行ったわけでありまして。その際、ラジオを聞いた行政区が216で92.7パーセントであります。そのうちよく聞こえたというのが86.1、186行政区、ちょっと聞きづらかったというのが19で8.8パーセント、聞こえなかったというのが11行政区ございました。5.1パーセントです。それから聞かない、全然わからなかった、結局その場にいなかったということだと思っております。これは17でありました、7.3。そしてラジオが聞こえないというのが11あったわけですが、電池切れの区が6行政区。それから自動でスイッチが入らない、ラジオがちょっと不具合であったということ、これは2行政区ありまして、これはすぐラジオを交換いたしました。

一番今懸念をされておりますのが大和地区の浦佐駅から西側の地区、ここにラジオの聞こえない行政区が集中しております。専用のアンテナあるいはテレビのアンテナこれらを利用してはいますけれども、なかなか電波状態が思わしくないということでありまして、FMゆきぐにで光ケーブルを利用する方法等を考えておりますが、この難視聴地区を100パーセント解消するという方法は、今のところちょっと見当たらないわけです。最悪といたしますかどうしてもということになりますと、これは中継局を新設していかなければどうもだめではないか、という今状況のところでありまして、なるべく早くこの原因を究明していかなければならないと思っております。

割り込み放送は昨年10月1日から原則毎月1回実施しておりまして、その後については今のところ特に指摘事項はございません。うまく伝わっているということであります。

議員おっしゃったように全世帯ということではありますが、一応新年度ではまた今の50数十台の台数に追加をいたしまして、世帯数の多い行政区から順番に新年度では一応136台、この区の役員です。区の役員に順次追加配置をさせていただきますし、136台を新年度では予算化をしているところであります。

それからFMゆきぐに、これが緊急割り込みで放送するわけですので、他のところと違って、他のところもそうでしょうが、ラジオ、一般の市販のラジオを持てばそれは全部入るのです。ただ、一般の市販のラジオですとスイッチを入れておかないとかそういう問題が生じるわけですが、これはしかし、1台、この告知ラジオが約8,000円です。一般のラジオというのは確か相当安いわけでありまして、これをうまく利用する方法をどうも考えていった方がいいのではないかなとは思っております。

我々のところは約2万世帯ですからこれ本当に世帯に全部といたしますと1億6,000

万円。それよりは、役員の皆さんやそういう中枢のところはそれですけども、一般の皆さん方のこの部分については、一般のラジオの普及についてどうしていくかということの方が、より現実的ではあるような気がします。いずれにしても緊急告知を置こうが普通のラジオにしようが、全然聞かないということになりますと、もう家へほっといて外に出ていけばそれは聞こえないわけです。ですから、その辺が一つの課題ではありますが、いずれにしても市民の皆さんに緊急時、災害時の情報がきちんと伝わる方法は常に考えておりますし、もっともっとまだいい方法を考えていかなければならないと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

2 TPP交渉参加について

TPP交渉であります。これは昨日詳しく申し上げておりますので、その影響等についての答弁は避けますけれども、昨日も申し上げましたTPPが反対だ、賛成だという前の条件が全然整っていないということでもあります。ですから今、農業関係の皆さんやそれぞれの反対の立場を唱えている皆さん方の主張もよくわかります。しかし、このTPPになぜ参加をしなければならないか。国家的戦略としてですね。そういうところが非常に見えていません。私は見えていません。余りにも唐突で急に。

今日もテレビのニュースだったですか、新聞だったかしりませんが、海江田経産相がTPPの必要性についてちょっとこう話をしているのですけれども、何ていいますか元の議論は置いて、元の部分は置いて、こうしなければ日本は世界においていかれるとか、こうだとかああだとか、そういうことばかりで基礎の部分をなかなかやはり一般的には話をしていかないわけであります。

そして報道等も平成の開国ということを非常に大きく謳いまして、今この交渉に参加をしなければ日本は沈没の一步をたどるとか、いろいろセンセーショナルな見出しや内容でやっておりますけれども、これらはきちんと論点をもっともっとつまびらかにしていった上でのことでもありますので、今は私はこのTPPということ以前にこういうことを持ち出すこと自体にも反対でありますので、反対であります。

これからの行動でありますけれども、これは当然市長会の方もこの問題はあがってきます。あがってきますがどういう対応をとるかは、私は私なりの考え方というのは、それこそ市長会でそういうことがあれば申し上げなければなりませんけれども、確か今のままですと北信越市長会の中では反対というようなことを決議するのか、国に対して意見書、要望書を上げるのか。そういう方向性になっていくのだらうと思えますが、悪いこと、いわゆる打撃を受けることと利益を被ることは、やはり比較しなければなりません。

ですから、やみくもにただ、ただ反対だ、反対だと言って動き回るといつもりはございません。まだ私も勉強不足の点もありますので、もう少しこのことについて知識を深めさせていただいて、とにかく我が南魚沼市に不利益が大いに生じるというようなことは、どういう問題であろうとそれはやはりある意味は反対をきちんとしていく、そういう立場は貫きたいと思っております。具体的に今後の行動を今どうするこうするということは持

ち合わせておりませんけれども、それぞれの時期や事情やそういうときにあわせて適切な行動をとらせていただきたいと思いますし、議会の皆さんと大きく思惑がずれるとかそういうことにはならないのだろうと思っております。以上であります。

牛木芳雄君 1 緊急情報の一斉伝達の充実を図れ

F Mラジオの件であります、端的に言うならば導入はしない。全世帯には導入はしないということですので、もうはっきりわかりました。そうは言っても、今市長が最初に申されたように、正確な情報をいかに市民に正確に伝えるかというのが、やはり大事だと思うのです。そのF Mラジオ局は公共放送でありますから、公共が市民の皆さんに伝えるということはやはり大事だと。このラジオのよいところは強制的に電源を入れて、強制的に伝えるということ。これはやはり、これであるが故にこのラジオを配布しようと、私はこういうふうに言っているわけです。

今、防災訓練等について92.7パーセントの方々が配置をされているラジオの放送を聞いたというふうにお伺いしました。これだけのやはり効果としてあるわけです。普通のラジオで対応できる方法を考えねばというふうに言っていますが、なるほど普通のラジオは安いものであれば1,000円ぐらいから3~4千円もあれば立派な携帯ラジオも買えます。私は毎日毎日ラジオを聞きながら、外で作業するときは情報源として聞いていますが、なかなかやはり市民の皆さん全員にというわけにはまいらないだろうというふうに思っています。今後の課題としてやはりその配布の方向も、例えば特例債などを使ってでもしていけば私はよりベターなのかなというふうに考えています。

2 TPP交渉参加について

次にT P Pのことではありますが、以前に上越市の北陸研究センターで遺伝子組み換え稲の作付け実験ということがありました。私も含めてもう1名の方が一般質問に取り上げたのです。私は当時その北陸研究センターに日農の方から動員をされまして抗議にいったわけではありますが、それやこれやも含めて市長に一般質問したら、早速やはり市長は市長だったか町長だったかわかりませんが、その会に行き行って取り上げていただいたということで、私は非常にすばやい対応だと思って評価しているのです。今回もその市長会等で発言するそうですけれども、ぜひやはり私たちの地域、この市の首長として私はそういう先頭に立って行動を起こしてもらいたい。というのは、もし市に不利益であったらそれは反対しなければならぬと今言いましたけれども、私は完全にこの市にとって不利益なことになるだろうというふうに思っています。

私たち稲作農家ばかりではなくて、特にサトウキビ農家なんてもうほとんど壊滅をしようということだそうでありまして、今、南方のよそのことを心配するわけではありませんが、南方の方に非常に小さな島がいっぱいあるのです。これはサトウキビしかもうできないということでそのサトウキビ産業がたくさんある。もし、これが関税が撤廃されるものなら、もう無人島があっちこっちにできてきてしまう。今、尖閣諸島でも竹島の問題でも、ひょっとすると乗っ取られそうな状況であります、そういう国益という観点から、

国の主権という観点からでも、私は非常に大きな問題になってくるのだらうと思います。

先ほど申し上げましたように菅総理が唐突に言い出しましたけれども、いつまで、本当に今日も政治資金の問題でしょうか、また出てきたようでありまして、本当に6月まで持つか持たないかわかりませんが私は野党ですからわかりませんが、やはりこれはみんなの党以外の皆さんは慎重、あるいは反対ということを行っていますので、大変な問題だというふうに認識をしております。もう一度お願いをいたします。

市長 再質問にお答え申し上げます。

1 緊急情報の一斉伝達の充実を図れ

緊急情報の件であります。検討もしなければならない。ただ、先ほど触れましたように緊急告知ラジオが万能かといわれれば、やはりそうではないという部分もありますので、それこそ高いお金をかけて全戸に配布をした、いわゆるごみ同然になっているとか。私どものやはりある意味悩ましい部分は、ここに定住していらっしゃる方はある意味そういうことがあってもいいかなと思うのですけれども、そうでない通勤族も含めた皆さん方では例えば配布したときに、うまく今度は他の人との引継ぎやそういうことができるかとか。これは私どものところばかりではないと思います。でも、十日町市さんあるいは小千谷市さんよりは、我々の方だって非常にその率は高いわけですので。

今、防災担当の方の課長からもううちの課長ですよ、この1月に全国瞬時警報システムいわゆるJアラートです。これを受ける機器を導入したと。市で導入しました。これに伴いまして情報伝達の手段として登録をしていただいた市民の皆さんの携帯、パソコンで地震・気象警報・火災、この情報メールを瞬時に出示します。これは全国瞬時警報というのだそうですけれども、このJアラートによって国から地震・気象警報等の情報が市に入ったものを、夜間休日を問わずその情報を登録者に配信するという事です。

ですから、市民の皆さん方で今携帯を持っていない方まずいらっしゃらない。メールをそこに。私はメール機能を持たないことにしているのですけれども、それはメール機能を持たせれば、ここに登録していただければ、登録・解約は無料です。通信にかかる費用はそれはご負担いただきますけれども。こういうことで今、そういう新しい部分も出てきておりますので、そういうことも含めて検討させていただきたい。情報を1秒でも正確に早く伝えるということは一生懸命考えることであります。

2 TPP交渉参加について

TPPでありますけれども、遺伝子組み換えのときと今とで、さっきから私が申し上げておりますように、TPPの何ていいますか非常に被害的なものを受けるであろうというところに立って であろうというか本当なのかわかりません 非常に反対運動が盛り上がっているということです。それはそれで結構です。結構ですが、例えば例外品目を設ける、これが100パーセント不可能ということではないという情報もございます。だとすれば、TPPという言葉だけに反対をしているという、そういうこともちょっと私は戒めながらきちんとした情報をもうちょっと収集させていただきたいと。

もうすべてやります、全部やります。なお、やるについてのある意味救済措置といえますか支援措置も全然明らかでない。こうなればちゃんとやりますが、例えば支援措置的なことを米に関してはこうやりますよとか、私たちの地域に関係することに非常に有利なことでもあれば、これは別に反対する必要もないわけですから、そういうことをもう少し私にも勉強させてくださいということでもあります。

遅い早いはその関係ないと思いますよ、これは。ですので、そういうことも踏まえて判断をさせていただきますし、南魚沼市に甚大な損失を与える、あるいは被害が出る、こういうことであればそれは当然でありますけれども反対をさせていただくということでもあります。行動が遅いからどうだとかという問題でもありませんし、市に対しての影響度や、そういうことをもう少し私にも調査をさせていただきたいとそういうことでもあります。

牛木芳雄君 1 緊急情報の一斉伝達の充実を図れ

F Mラジオの件であります、今、I Tは日進月歩でありまして、日進月歩よりもっと早いペースで新しい情報の伝達方法が開発されていますから、今、私もそれを聞きました。これらを組み合わせながら、メールを組み合わせながら、F Mラジオもですね、またもう少し配備できれば検討いただきたい、このように思っています。

2 T P P交渉参加について

T P Pは結構であります。

市長 1 緊急情報の一斉伝達の充実を図れ

緊急告知ラジオにつきましても冒頭申し上げましたように、新年度で136台。これはやはり何ですか重要な立場の方、伍長さんだとか、しかも統括している世帯数の多いところにもまずは配布を次はさせていただくと。そういう中で新しいそういうことも出てきておりますので、市民全体にうまく伝わるにはどういう形が一番いいのか、それを模索をしながら。ただ、この今のJアラートはもう新年度からできますので、きちんと皆さん方に周知をさせていただいて、それで相当数の方がそれに登録をしようということであれば、それはもう他の手段を使わなくてもいいわけですので、その辺も含めてまたきちんと判断をさせていただきます。

議長 質問順位19番、議席番号2番・林 茂男君。

林 茂男君 歩む会の林 茂男でございます。先ほど井口市長、また私の前に質問を行いました牛木議員の方からも話がありましたように、先般発生しましたニュージーランド、クライストチャーチ市の大地震、本当に大変な出来事だったと思います。あのクライストチャーチは私も訪れておりますが、すぐ隣接する隣に旧塩沢町の時代から姉妹都市を結んでおりましたアシュバートン郡があるわけでありまして、特に塩沢地域の皆様からは多くの方々がかの地を訪れ、特にあの大聖堂などは必ず見てきた場所だと思っております。あそこがあのような惨状となっていること。また、かの地には私どもの地域からオリンピックに出ました例えば広井法代さんのような若き選手たちが、当時ニュージーランドの雪山で特別な合宿を重ねたというようなところもあります。先代のシュプレ女性の首相でありましたが、塩沢を訪れて

いただいたというようなことで交流が非常に盛んな場所でありました。駅伝にも多くの選手が塩沢から派遣されていたところでもあります。一日も早い復興を願うところでもあります。

豪雪時における管理不能家屋等の問題について

本題に入りたいと思います。発言を許されましたので通告にのっとり質問させていただきます。私の前にもう2名の方が全く同じような内容で質問をされておりまして、今回は質問順位が後の方になりました。重なるところはなるべく避けていきたいと思いますが、今回わたしの前の2名の議員さんの他に多くの方々がこの雪の対策の問題を取り上げておられます。それほど今回の集中豪雪というのがものすごいものであったということをお話していると思います。昨日までの市長の答弁を聞く中で、私としては重複を避けるところではありますが、どうしても多少納得のいかないところがありまして、その点を中心に市長にお伺いをしていきたいと思います。

一つ目に市内には行政が把握する、周囲を危険にさらすような管理不能の家屋が一体どれほど実際に存在するのかということをお聞きしたいと思います。質疑の中で100軒というような言葉も出てまいりましたが、それが正確かどうか。全国の前年度の資料統計では住宅全体で全国で5,759万戸あるそうですが、その中の13パーセントに当たる756万戸が人が住まない空き家であるという統計、驚くべき数字が出ております。過去最高を記録しているということですし、5年前から比べますと倍増の勢いで特にこれが地方で発生してきているということが報告されているようであります。

危険にさらす、なかなか実態を把握するのは難しいというふうに私も思っておりますが、実際に当市において例えば今冬辺りで危険だということで住民等からの申出等があった件数、その辺のところは一体いかほどであるのか。また実際に調査などを統一的な内容でしたことがあるのかお伺いしたいと思います。

私の住む石打の事例を申し上げたいと思いますが、この冬、非常に大きなことが三つありました。これは毎年雪が降ると問題になる箇所であります。一つ、二つは宿泊施設。これはもう全く営業していない、もちろん誰も住んでいないそういうホテル。大きなホテルであります。非常に高層階の高い建物のホテルであります。もう一つは相続も放棄をされているような一般住宅でありました。他にも1棟、ハツカ石地区というところがありまして建物が倒壊し、これはこれから吹くであろう春風によって恐らく、大変また屋根のトタン等の飛散等で大きな問題になってくるのではないかと考えているところでもあります。

この冬その二つの大きなホテル、この除雪対策に私ももちろん、私の先輩議員等の助けも借りまして、また職員の皆さんの本当に献身的な助けもありまして、何とか今まで乗り切ってきたというところがあると思います。若い職員の皆さんがスコップ一丁を手に持って、非常に高層階段を駆け上ってそこで雪を落とす献身的な姿、胸を打たれるものがありました。私どもは当然のことではありますが、例えば消防さん、こういったところが昨日市長からも話があった高層階にわたる雪庇等を落とす作業の中で、はしご車を出して上の雪庇を切り落とす。ものすごい爆風ともいえるような量、風が起こるようなそういう雪の量が落ちてきまし

て、見ているものは震撼させられる思いでありました。こういったものが非常にあります。

地域住民も区長さん自ら命綱をつけて地上7階建てぐらいの建物のところに身を乗り出してしか落とせない雪等がありまして、それを命綱をつけてやる。みんな自分の妻や子どもたちに遺書でも書いてこなければいけなかったかなと冗談を言いながら、本当にそれに向かっていくというような姿もありました。毎年これが、このような雪があるたびに繰り返されているというところでもあります。ボランティアリズムで対応できるような域を完全に超えているという状況だと私は思っております。

ある職員がつぶやいたことを私は忘れることはできませんし、耳にとめました。本当にぼやきだったと思います。それは、「毎年毎年こんなことを繰り返す。本当にばかげたことだ」という言葉でした。私はこれをその場で聞き流しておりましたが、まことに本音でありますしそのとおりだと思います。ましてやそこに住む地域住民、隣接する住民、その当該地区でそれに対応している人たち、この人たちの怨嗟の声はもう極みに達しているというふうに思っております。無責任の所有者の権利がまかり通って、善意の隣地住民の権利や、例えば無この人たちがこのことによって落雪等によって命にさらされる。こんな理不尽を断じて許すことはできないと思っております。

先のはしご車で雪庇を落とした事例がありました。その建物については暖気がありました2月の末、今度は大変重い雪の質に変わっております。この雪が2月の末に大きな落雪がありました。その前を当地の旅館の車が通り過ぎたほんの数秒後そこに落ちまして、後で写真も撮ってきておりますが、これが本当に真上に落ちてきた場合には恐らく車は跡形もないというような量のものでありました。まことに危機一髪という状態でありました。そこはまさしく通学路でもあり、そして観光地で普通のお客様が普通に歩いている場所でもあります。

市内では自分のところの話ばかりしてしまいましたが、これはほとんど住宅地ももちろんあります。市内で発生している多くの事案があると思っております。各々の実態と対応策はどのようになっているのか。また行政と地域、行政区等の連携はどのようになっているかお答えをいただきたいと思っております。

甚大な落雪などの事故は本当に直面している問題で、今のところそれによる死者がなかったからよかっただけのことだと思います。もし、今事故が生じた場合、たった今もあり得ます。どれほどの騒ぎになるかわからない問題だと思っております。確実に責任所在の問題となります。当然その当該する家屋の所有者にその責はあるものでありましようし、それは判例でもそうであります。しかし、事態は必ずしもそう簡単には向かわないと思っております。

そもそもそれらの所有者、その方々は当事者能力がない場合が多いわけでありまして。被害者になられた方の矛先は確実に次に頼れる相手に行くのが必定だと思います。危険を知りながら通行させていたのではないかという立場から、当市の道が面している場合においては当市がその矛先になることは必定だと私は思います。容易に予見できるそのような事態が起こった場合、たった今起こった場合、我々は一体どのように対応するのか。私はその見解を聞きたいと思っております。

市道管理者への責は逃れられるものではない。何かが起これば必ず管理者責任が問われる。例えば旧塩沢の場合、スキー場の駐車場がありまして、そのわきに流れる小河川、そこで子どもさんが不幸ですが亡くなってしまいました。当然親もそこにいた。そういうような場合の事故でさえも、どこかにその責任を向けなければいけないということで訴訟が始まってまいります。そういうことはあまたこの雪国ならばどこでもあり得るということだと思っておりますし、この対応を常に危機管理として持っていくことが必要だと思っております。

昨日までの質疑の中で国の対応を望むという市長の見解でありました。事実そのとおりであります。しかし、それを待てるのか。この困難な問題に直面している当事者たる私ども雪国自治体が国を動かさずに一体誰がそれを担えるというのか、私はそのように思っております。

3番目の質問事項、当該地域の毎年の辛苦また懸案を絶つために、抜本的な解決策を講じるべきだと思いますし、強制撤去等を含めた自主条例の制定や、もし、それを制定を阻害するような問題が上位法にあるとすれば、実態に即した法改正があるべきで、その改正について地方から強力に流していくという、豪雪地代表としての南魚沼の姿勢を世に示すべきであると考えますが、市長の見解をいただきたいと思っております。壇上からの質問は以上であります。よろしく申し上げます。

市長 豪雪時における管理不能家屋等の問題について

林議員の質問にお答え申し上げます。議員、前段にいろいろおっしゃっていただいたことは、まさに我々もそのとおりで非常に憤りを感じているところでありますが、それらを踏まえてご答弁申し上げます。

1番目のお尋ねのこの南魚沼市に空き家が何軒あるか、そのうち屋根雪により周囲に危険を及ぼす管理不能の家屋は何軒あるか。これは100パーセントは把握しておりませんが、17年から18年の豪雪時に区長さんに依頼をして調査したときの集計で、空き家は120棟でありました。こういう問題もありますので、またそれから確か増えているかもわかりません。18年前後ですから。ですので、今年中に空き家と管理状況全部調査をさせていただいて把握をしていきたいと思っております。

この冬の降雪によりまして市民の方から28件相談がありました。所有者に連絡を行って所有者から除雪をしていただくようお願いをしていったところでありました。相続放棄された建物、あるいは所有者が不明、この3棟は市で除雪を行わせていただきました。

地元の方でそれこそ本当に奉仕の精神で除雪をしていただいたということもあったようですが、その数が何軒かというのはちょっと今把握はしておりません。ですので、この不明者と相続放棄、また所有者がある意味判明をしても全く我々の要請に応じただけはないという、ここの問題であります。

先般もお話がありましたし、また今議員からも市の条例でという話であります。例えば小田原市の条例、これは氏名公表ですね。それから今日のちょっと日報ではなくて朝日新聞に載っておりました、美濃部亮吉さんが東京都知事になった時代に、公害防止の観点で

国の基準より高い基準を設けて都の条例を作ったということで、賛否両論があったというようなことが載っておりました。これらは憲法上には規定をされた部分ではありません。ただ、この建物の所有、土地の所有も含めて個人財産が国民の財産権ということで憲法で保障されている。ここに我々が踏み込むということはちょっとでき得ない。ですから、条例の制定は、もし制定をしてもそれは全くそのことで係争になれば、これはもう上位法も含めて個人財産ということが憲法で保障されているということを含めると絶対勝てるものではない。

加茂市で建築基準法上よりもややきつい条例を課して訴えたわけでありませぬ、あの島村さんですか。これは県警が捜査にも入ったりしながら、この間も申しあげましたように建築基準法に定めてある部分を越えているということもあって書類送検的なことはしますけれども、何ていいますか訴える、いわゆる検察の方に起訴も含めた部分をとすることは消極的だというふうにいわれております。これは確か争われればまず負けるということでありませぬので、そういう状況も見ますと非常に条例上で規制することは難しい。

ですので、これも市長会で今問題になっております。全国にやはりこういう例が今ほどおっしゃったように700万戸ですか、議員のおっしゃったのは。そういう特に観光地でこういう問題が頻発をしておりますので、全国の自治体が本当にその対応に頭を悩ませているところでありませぬ。国の方にも松本防災担当大臣あるいは先般おいでいただいた公明党の山口代表、当然でありますけれども自民党あるいは民主党、こういう方にもこのことはきちんと上げて、早くその国の方での法整備をしていただきたい。

それから例えば、これも昨日触れました災害対策基本法64条という中で、災害が起きたとき、まさに災害が起きようとしているときはそれを撤去する。このことは一応その法律で災害対策基本法で認められております。さっきおっしゃったようなああいう部分については、もうその状態でありましたのでまずは雪を落とすということでありませぬ。建物が傾いて倒壊の危険だということになれば、これはやはり何をおいてもやらなければなりません。

そのときの費用負担というのが問題になるわけでありませぬ、これは市が当然その解体等を行うわけですけれども、その費用負担をではどこに求めるかといいますと一応所有者に求めます。所有者がなければ求めようがないということですから。ここがですね、例えばそういうことを頻繁にやりますと今度はそういう方を助長してしまうわけですから。構わないでおけばみんな市でやってくれと。こうなりますとこれも困りますので。

本当に今の話を聞いてぞっとしましたが、車が通り過ぎた瞬間1秒後ぐらいにそれだけ大きな落雪があったということですから。もしそれが事故等であれば、これは一義的にはその建物の所有者であります、市道としてそこを除雪をして開通して通行させている市はどうかのだという問いかけ、あるいは責任追及等もこれは考えなければならないということでありませぬ。そういうことのないようにある程度安全なということを考えなければならない。

そうしますと今度はその市道は通らないでくれと。今、十字峡の奥とかああいう非常に景観のすばらしいところも、もう落石、そういう危険があるからということで一切交通止めます。清水の奥もそういう部分があって一切車は入れませぬ、交通止めと。非常に安全管理と

ということには国も県も全国の自治体も気を使っておりますので、余りそういう危険性がどんどん増すということになりますと、やはり一時的には道路の閉鎖、封鎖これも考えなければならぬと。本当はそういうことはしたくないわけですので。いよいよであれば解体ということも視野に入れながら、状況を見ていかないとならないと思っております。またそれら、一番確かそういうことが多い地域でありますので、情報等もまた詳しくご連絡いただければと思っております。以上であります。

失礼しました。先ほど市民の方から相談のあったのを28を36件と、失礼しました。それから不明な5棟。3棟と言いましたが5棟を市で除雪をさせていただいたということになります。数字がちょっと、よろしく願いいたします。

林 茂男君 豪雪時における管理不能家屋等の問題について

市長が言われているとおり、全国でも空き家、廃屋でしょうか、こういった問題というのをきっぱり解決する法的な対応というのは非常に難しいというのが一般論のようです。自分なりに例えばインターネット等で調べている中で見えてきているのは、昨年から全国でこの空き家対策が市等で取りざたされているというのが非常に多くなっておりまして、この3月議会でこれが論議されているところが非常に多く目につきました。まことに今日的課題であってどの市もこれの対応に苦慮しているところだと思います。

例えば先進的なもう既に条例を決めているところ、昨年10月所沢市で決めたり、また市街地のそういう空き家対策で例えば金沢なんかもそうですね、富山の滑川もそうだというように書いておりましたけれども、そういったところがあります。また、観光地としての景観上の問題からやっている北海道のニセコ町の景観条例。例えば長野はこれは非常に早い取り組みで、県をあげてやっているようなところがあるようであります。

ただ、私はこれらの中でどうしても一つまだ一歩足りないなと思っているのは、その空き家とか廃屋そのものの問題だったり、市街地の活性化の問題だったり、観光景観の対応策で取り組まれているというところが私どもの市と、もう少し私どもの市は重いテーマがあると。それは当地のこの非常に重たい雪、暖気があってもそれはさらに凶器化していくような重い雪質、こういったものがあるということで、この豪雪の問題もあります。こういう中で全国の空き家対策の問題をはるかに超える重いテーマが、私どものこの当該地区にはあるのだろうというふうに考えております。

例えばその条例の中で先ほどの所沢の方では、最初は指導、次に勧告、命令そしてさっき7番議員の中沢さんがおっしゃられたように氏名の公表、住所の公表というのがあるようであります。長野の例でいきますと今度は行政代執行にまで至るようなところまでが指摘をされているようであります。私は代執行なんていうと非常に何か物々しい感じもするわけですが、実際は先に申し上げました例えばこの市長の職務命令でやるだろうと私は解しておりますけれども。消防さん等が現地に行ってそういったものを除去する等の仕事については、ある種もう既に代執行的などところを行っているというふうに理解しております。

当時旧塩沢町の時代、もうこれで3回目のそういう作業だったというふうに聞いておりま

すけれども当市になってからはこれが初めて・・・(「2回」の声あり)2回目でしょうかね、すみません。当時の塩沢の時代からそういうことがあったそうであります。もう既にそういう代執行的なところをやっているわけでありまして、私は例えば先ほど申し上げた地域住民が丸腰、身分の保障もない、例えばそこで本当に落下して亡くなった場合に多少の保険を行政区などで掛けてやっているとありますけれども、非常に危険にさらされている。そういう中で不法侵襲的にその家屋に駆け上って除雪をしているわけであります。

こういった中で条例がなぜ必要かというふうに私が思うのは、必ずその条例が自分のやっている行為の後ろ支えになってくれるものであろうと思っていますし、それが上位法を超えてどうのこうのという議論よりも、先に現場では既に行われているということをきちんと裏づけられない限り、今後そこに立ち向かっていく人たちが生まれてくるだろうかという問題が一番心配な点であります。

理不尽な問題にはやはり相手からの権利主張による例えば先ほど市長申されたように訴訟問題が生まれるかもしれません。また、提訴などがあるかもしれません。甘んじて私はそれを受けて立つ、そういう司法上のけんかも辞さぬ自治体の覚悟というのが、当市には求められるのではないかということをご提案したいと思っております。なかなか難しい話はもうわかっておりますが、語弊がありますけれども、訴えられたら言葉は悪いですが喜ぶべし。地域の正義、雪国のルールというものを世に問う絶好の機会ではないかというふうに、ちょっと興奮しておりますがそのようにまで考えております。

もう一つの視点、それは大変石打が正月以来新聞紙上等で賑わいました。名指しをすることは全くするつもりもありませんし、この今話している問題と一緒に問題に考えてほしくないのですが。全国で起きている、特に観光地等で起きている廃屋、家屋等のこの問題については、非常に暴力的不法行為者の介在、その関与するものが非常に多くあらわれているという点。そういうこともあって先ほど言ったような、その中に大変だから入って行ってその雪を落としてくるといふ人たちが、何かしらの法的な後ろ支えがない限り、一体誰がやれるのかということが、これから必ず生じてくると私は思っております。

例えばそれによって払うことになるかもしれない訴訟費、そして補償費等があるかもしれないけれども、それは地域住民や例えばそこにいる観光地の一般住民、そういう善良な一般人の命とははかり知れないものがあると私は思っております。私は条例制定はやはりやって、当市が全国に冠たる豪雪地であるからこそ、あえてやるべきことだというふうに思っております。この条例制定は本当に家を取り壊すというところまでほとんどいかないと思っておりますけれども、無責任な所有者等へのプレッシャーとなるというふうに理解をしておりますが、市長のもう一度見解を伺いたいと思っております。

市長 豪雪時における管理不能家屋等の問題について

まず最初に、昨日も申し上げました建築基準法上からそれを越えることはできない部分があるということはこれはありますが、景観法上からは昨日も触れましたように強制代執行的な部分は条例制定をしても、構わないとは言いませんけれども、ある意味条例が適法である

うということはおっしゃっていますから、景観法上ですよ。ですので、雪がどうだとかこうだとかでなくて、市街地の景観を乱す、観光地としての景観を多きに乱す。ではそういうときに勧告にしたがわない場合が強制代執行と、それはできるということは申し上げております。

ただ、私どもの場合はまだその景観法上ということについて、とてもとても景観法上悪いから取り壊さなければならないという、どこに基準を置くかという部分がちょっとないものですから、ちょっと先進地の観光地とはちょっと違うということです。それはそれとして、今、議員おっしゃった条例でそういう危険家屋と思われる部分に、住民すべてということではありませんけれども、その危険を除去せんがために無断で入ると。これについてそういう精神的な支柱的な条例はそれは別に全く、いままでの議論 私が今、林議員とも昨日の中沢議員ともやっていた、自分の認識としてはもう危ないからそれを取り壊すとか、そういうことができるような条例はできないのかとこういうことでしたので、それは非常に難しいと。

ですから、危険があってそこに立ち入って例えば雪を落とすとか、そういうことをしなければこれは危険ですから、そこに立ち入る際は市の条例上のバックアップをきちんとやると。それはできますよ。それはできますけれども、ただ言葉で表すものですから、例えばそれを条例を制定して不法侵入だと訴えられて、条例がということで私が訴訟対象になるという、それは喜んで受けます。そういうことについてはですね。

ですので、その条例の中身、果たしてではそういう条例で効果が本当にあるのか。これが非常に私は難しいと思っています。名前公表も昨日申し上げました。全くそういうことを苦にしているような人たちではないのですね。名前が公表されようがどうされようが、もう全く何ていいいますか知らん顔の権兵衛さんで、本当にそういう方たちですから名前が公表されたぐらいではどうしようもないですね。

ですから、その程度のことしかできないのであれば別にそういうことは必要ないという思いですので、今、議員がおっしゃったような方向でということであれば、これはまたきちんと検討して。何せその危険を防止する、このことについてはやはり細心最大の努力をさせていただかなければなりませんので、また改めてそういうことも含めて前向きに「検討」と言っただけで悪いですけれども、それはきちんと。それこそ上級庁とも、県ともこういう条例についてこうだこうだという、これはやはり一応相談しなければなりません。相談は申し上げて、制定されるのであれば、早急にそういう部分だけでも制定していければと思っております。

林 茂男君 豪雪時における管理不能家屋等の問題について

そういう内容と、取り壊しが本当に必要な部分については昨日の議論にもあるように、費用が大変かさんで一自治体の問題をというか、やれる範囲の枠を超えていくのだろうと思います。これは市長が申されているように例えば国の、何ていうのか言い方はちょっと私下手でわかりませんが、国の交付税のそういったものでみてもらうように作っていくとか、例えば大幅な支援策をそういう施策制度をつくってもらうとか、いろいろなことがあるのだろうと思います。とにかく従来の例えば除雪、雪国というとなんか除雪というような観点だけでしたけれども、そういったことが治安の維持の問題にもつながったり、産業を、道を開けると

いう意味だけではない産業を守る視点であったりということも、ぜひ雪国自治体の市長として井口市長からも先頭に立って声を上げていていただきたいと思っております。

それともう一つは、これからそういう非常に怠惰なというか悪意のあるそういう放置家屋だけではなくて、高齢化社会を迎えて本当に多くの担い手の不在と、引継ぎ手の不在、善意の市民の生活の限界等からやむを得ない管理不能家屋が急増してくることも予想されております。条例の中には最低限、そういった必要なときには無断という言葉は悪いのですが、通告、例えば連絡なしの家屋内への侵入を認めるといようなところは、必ずやはりやっていく。それが上位法にいろいろ抵触する部分があるとすれば、それは我が市から逆に問いかけをという意味も含めて、やっていくべきだというふうに思っておりますが、その辺のところをお願いいたしましてこの質問を終えたいと思っております。ぜひ、本当に直面している問題でありますので、条例制定、調査検討、心からお願いしまして質問を終えたいと思います。

市長 豪雪時における管理不能家屋等の問題について

先ほども触れましたように、災害対策基本法の64条ですか、災害が起きたとき、それからまさに起きようとしているとき。ですから、例えば今の雪の問題なんかはまさに起きようとしているときというふうに解釈すれば、これは国の法律の下にやれるわけですので、そことダブったって困りますし、では、どういうときに入れるのだとか。ここの辺の整合性がちょっと私も整理していませんので、そういうことも整理させていただいて、条例上で制定しなくても国のこういう法律の下でやれるということであれば、これはいいわけです。その辺はきちんと整理をさせていただいて、議員おっしゃるような形をきちんと構築していきたいと思っております。

議長 休憩とします。休憩後の開会は2時45分といたします。

(午後2時28分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時45分)

議長 質問順位20番、議席番号21番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 傍聴者の皆さん、大変遅くまでありがとうございます。一般質問も私が最後となりましたので、もうしばらくお付き合いをお願いしたいと思います。通告にしたがいまして4点質問をさせていただきます。

1 厚生連介護施設誘致に最大限の支援を

まず1点目は新潟県厚生連の介護施設、特養でありますけれども、その誘致に市としても全力で取り組んでいただく考えはないかということで質問をさせていただきます。

新潟県厚生連は「信頼と協同で築く地域の健康」という理念を基に県内に16の病院を設置しています。そして診療所あるいは介護施設を設置しているところであります。新潟県の県立病院とともにこの新潟県の地域医療を本当に支えている厚生連であります。

しかし、どうしたことかこの南魚沼、あるいは北魚沼はこの恩恵に浴してしていません。

小千谷に魚沼病院があるだけで、まさにこの地域は厚生連の本当に空白地であります。そうした中、JA魚沼みなみでは、この厚生連の介護施設を誘致して組合員の健康の、そして介護に備えたいという、今、誘致に取り組んでいるところであります。私はこの厚生連がただ単なる会・・・(「地震だ」の声あり)揺れている。

<地震発生>

議長 休憩とします。

(午後2時48分)

議長 ただいまの地震発生により、これ以降の日程につきましては延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。延会いたします。

(午後3時25分)